

第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画

～たかつきは 子どもの笑顔が どまんなか～

令和7年3月

高槻市

はじめに



本市では、すべての子どもがひとしく健やかに成長できるよう、子育て家庭の不安や負担感が解消され、子どもを安心して産み、育てられる環境が整ったまちを目指しております。とりわけ、保育所待機児童の解消に向けては、小規模保育事業所の整備や幼稚園の認定こども園への移行などにより、受入枠の拡充に努めてまいりました。

また、学童保育については、就学児童数の減少が見込まれる一方、利用希望者は増加傾向にあることから、令和4年2月に策定した「学童保育のあり方等に関する基本方針」を基に、民間学童保育室のさらなる設置促進に取り組み、受入枠を拡大し、一部地域で生じる待機児童の解消や高学年児童の受入を進めてきました。

さて、近年、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中、市民ニーズも多様化しています。

このような状況を踏まえ、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「たかつきは 子どもの笑顔が どまんなか」を基本理念として掲げ、子どもは保護者が育むことを基本としながら、地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、「支えあい」の仕組みの構築に取り組み、幼児期の教育、保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました「高槻市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和7年3月

高槻市長 濱田 剛史

【目次】

序章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 P1
- 2 計画の期間 P1
- 3 計画の位置づけ P1
- 4 計画の策定体制 P2
- 5 その他 P2

第1章 計画の基本理念等

- 1 基本理念 P3
- 2 基本的視点 P4
- 3 計画の体系等について P5

第2章 高槻市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

- 1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況 P6
- 2 本市の子育ての状況（ニーズ調査より） P20

第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

- 1 基本的な考え方 P33
- 2 教育・保育提供区域の設定 P33
- 3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期 .. P34～P42
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに
実施時期 P43～P68
- 5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育
推進に関する体制の確保の内容 P69～P70
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項 P70
- 7 その他関連施策の内容 P71

第4章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進について P81
- 2 計画の管理・評価について P81

参考資料

- 高槻市子ども・子育て会議 P82～P83

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、平成15年に制定された少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきました。

本市でも、次世代育成支援対策推進法に基づく「高槻市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成17～21年度）及び「高槻市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22～26年度）を策定し、子育て総合支援センターの開設や地域子育て支援拠点事業の拡充など、子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成27年度からは、この「行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定した「高槻市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～令和元年度）及び「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）（以下、第二次計画という。）により、認定こども園、小規模保育事業所、学童保育室の拡充、子育て世代包括支援センター事業の実施や高槻子ども未来館の開設など、更なる子育て支援の取り組みを進めてきました。

このたび、第二次計画の計画期間が令和6年度末をもって終了しますが、本市においても、引き続き保育需要の増大や児童虐待の深刻化に対する対策など、子育てに関する様々な課題が存在していることから、将来にわたり、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現し、幼児期の教育、保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定しています。

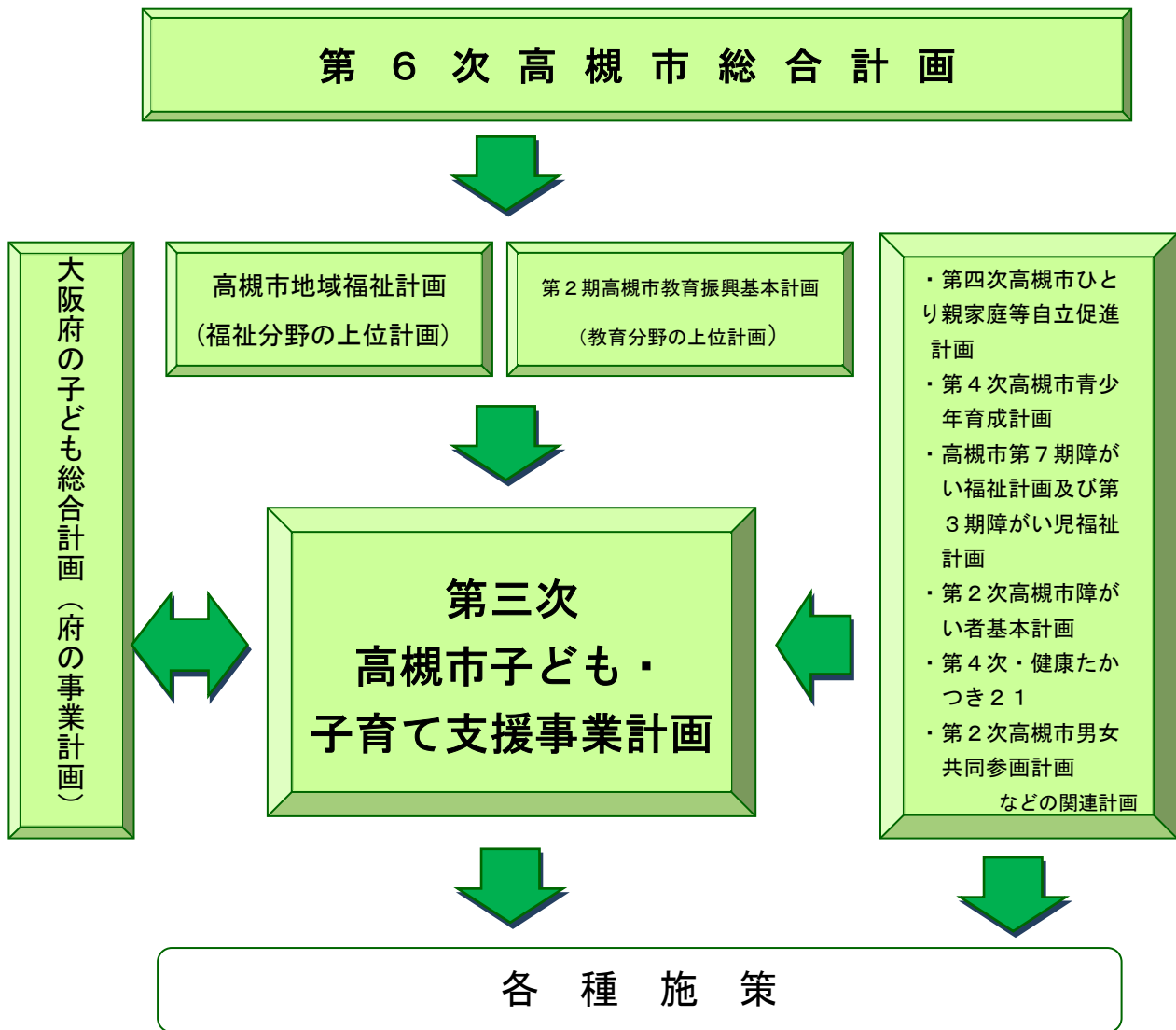
【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2)他計画との関係

本計画は、高槻市総合計画を始め、他計画との整合性や連係を図り策定しました。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高槻市居住の就学前児童の保護者及び小学1年生から6年生児童の保護者を対象に子育て支援に関するアンケート調査を行いました。

また、市の附属機関として、学識経験のある者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で構成する「高槻市子ども・子育て会議」を設置し、その中で計画内容の審議を行いました。

さらに、審議内容を踏まえた計画素案に対する意見提出（パブリックコメント）手続きを行い、必要に応じて計画内容に反映しています。

5 その他

これより示している百分率や合計値について、端数処理等により100にならない場合があります。

第1章 計画の基本理念等

1 基本理念

子どもは、社会の希望、未来をつくる存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の国全体の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

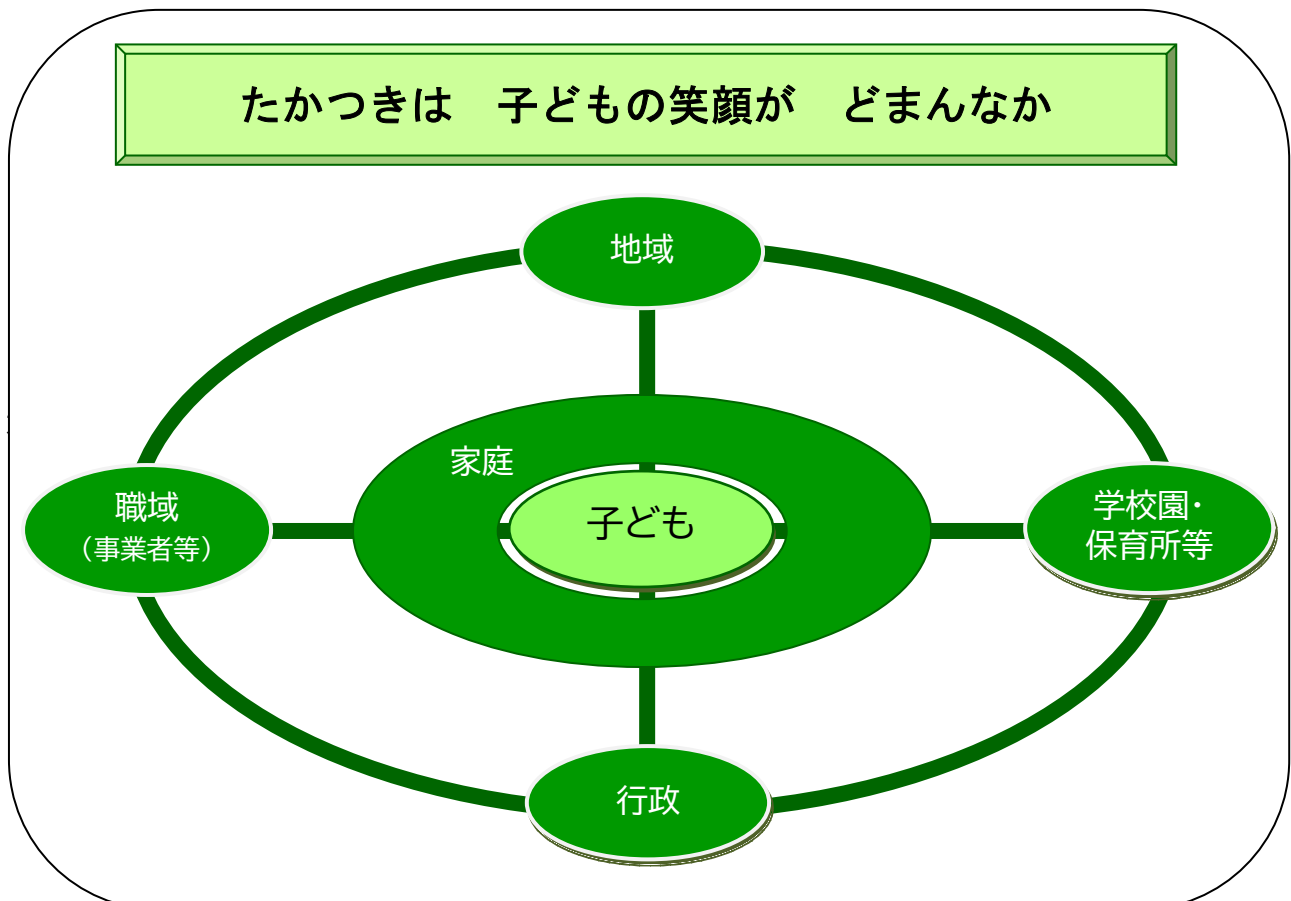
子どもは、保護者が育むことが基本ですが、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などによって、子どもや子育てをめぐる環境の変化は厳しく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、これから親となる若い世代の子どもを生み、育てたいという希望が叶い、子育ての楽しさや喜びを感じ、結婚や出産、子育てに夢や希望をもてるようにしていくことも大切です。

地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、「支え合い」の仕組みを構築するということが時代の要請であり、社会の役割となっています。

この計画は、子どもを安心して生み育てることができる基盤を充実するとともに、子どもはもとより、親の自主性・主体性を伸ばし、親もまた人として成長し、未来に夢や希望がもてるようにしようとするものです。

まち中に、子どもたちの笑顔があふれることは、親を含めたすべての人たちにも笑顔をもたらします。子育ての喜びと幸せに満ちた高槻市を目指していこうとするものです。



2 基本的視点

(1)子どもが健やかに成長することができるという視点

健やかな子どもの育成には、子どもを大切にし、子ども自らが大切にされていることを感じられる環境が必要です。そのためには、子育てをする保護者だけではなく、周りのすべての人々から愛され、大切にされる社会でなくてはなりません。

「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現され、子どもが笑顔で生き生きと輝きながら、幸せに育つことができるまちづくりを目指します。

(2)子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じることができるという視点

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加に伴う待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中で、子育てをしているすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し安心感をもって子育てができるよう、総合的な子育て支援施策を推進するとともに、親が自主性を発揮し、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができるまちづくりを目指します。

(3)社会全体で子育て家庭を支援するという視点

子どもは、保護者や家庭・学校・地域など社会との関わりのなかで育ちます。地域社会は、子どもの成長の過程で重要な生活の基盤です。社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し子どもたちを見守り、子育てを支援する地域社会が求められています。

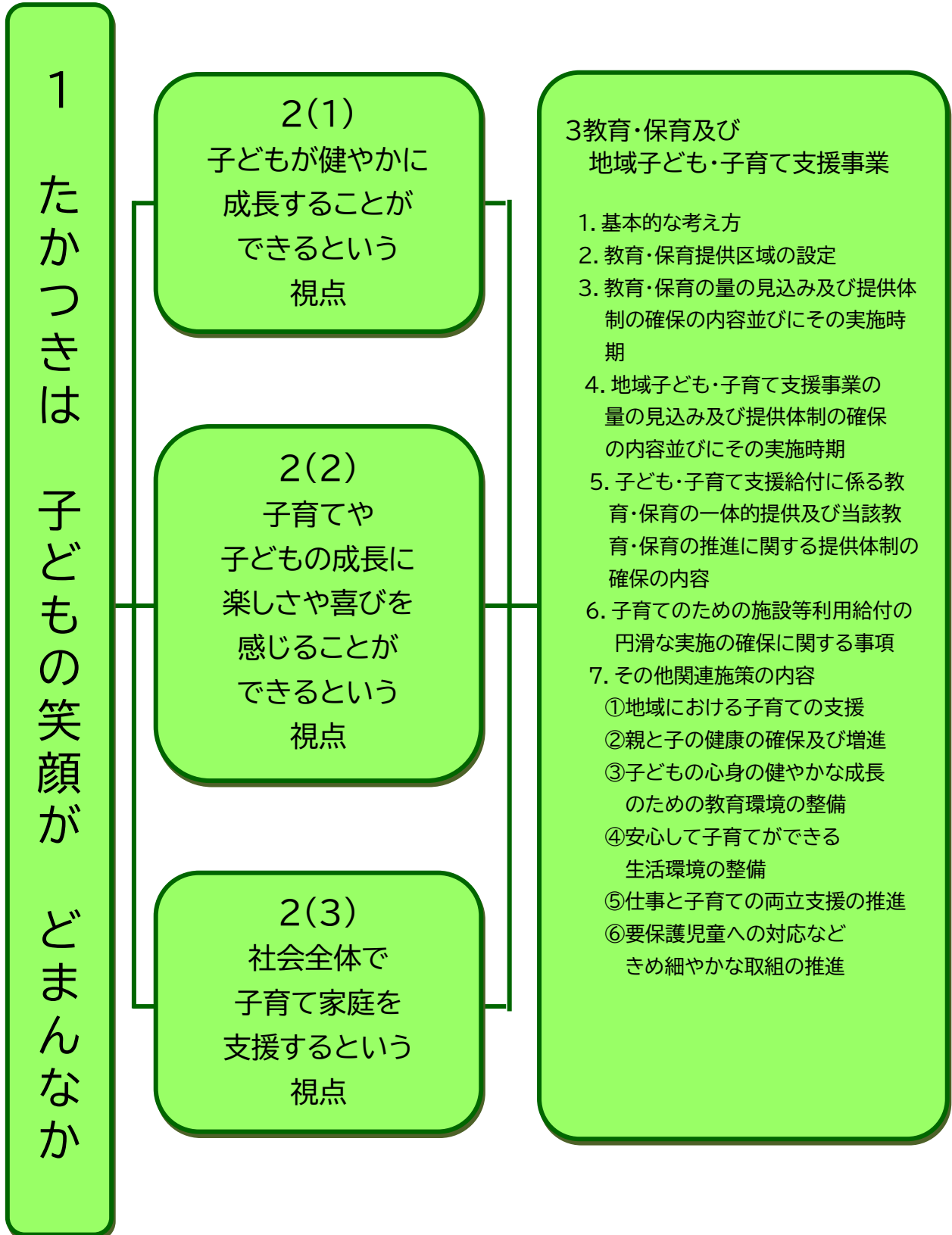
子どもを慈しみ、地域でのふれあい・助け合いに基づく子育て支援を推進し、子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

3 計画の体系等について

1 基本理念

2 基本的視点

3 計画体系

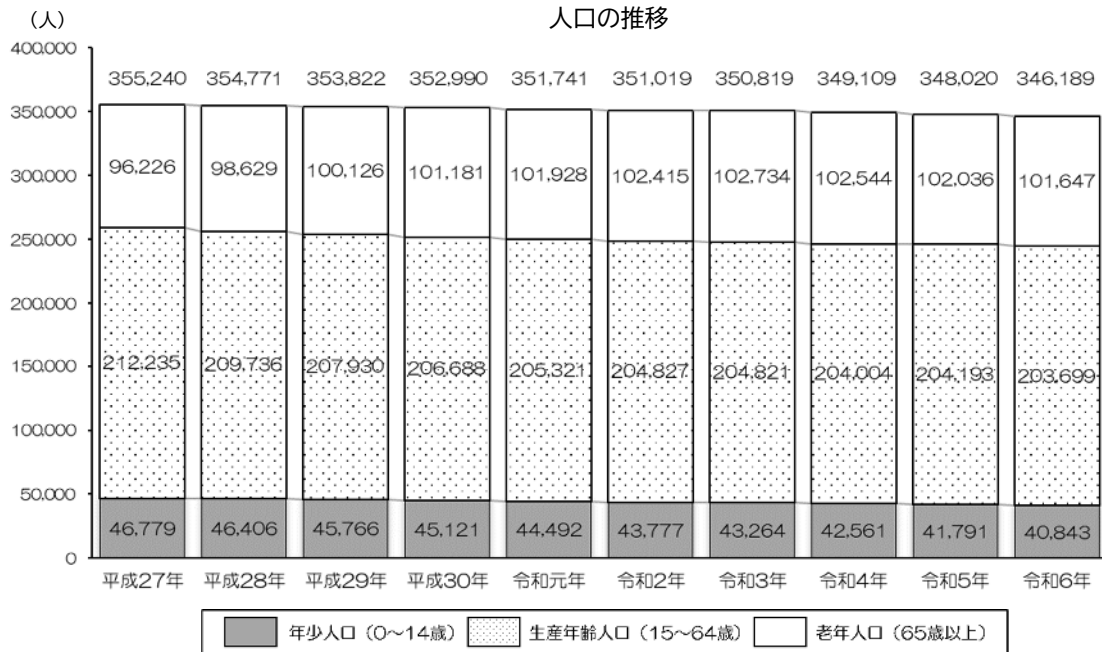


第2章 高槻市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況

(1)人口の推移

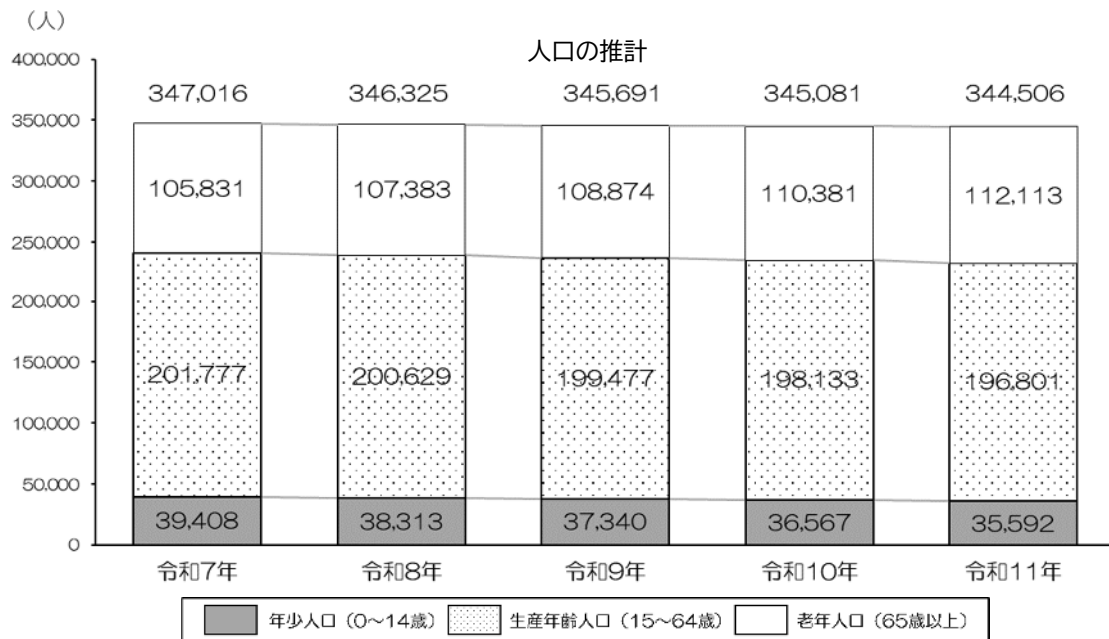
本市の人口は、令和6年3月末は346,189人で、近年緩やかに減少しています。また、老年人口の割合は増加するなど、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

【今後の総人口の推計】

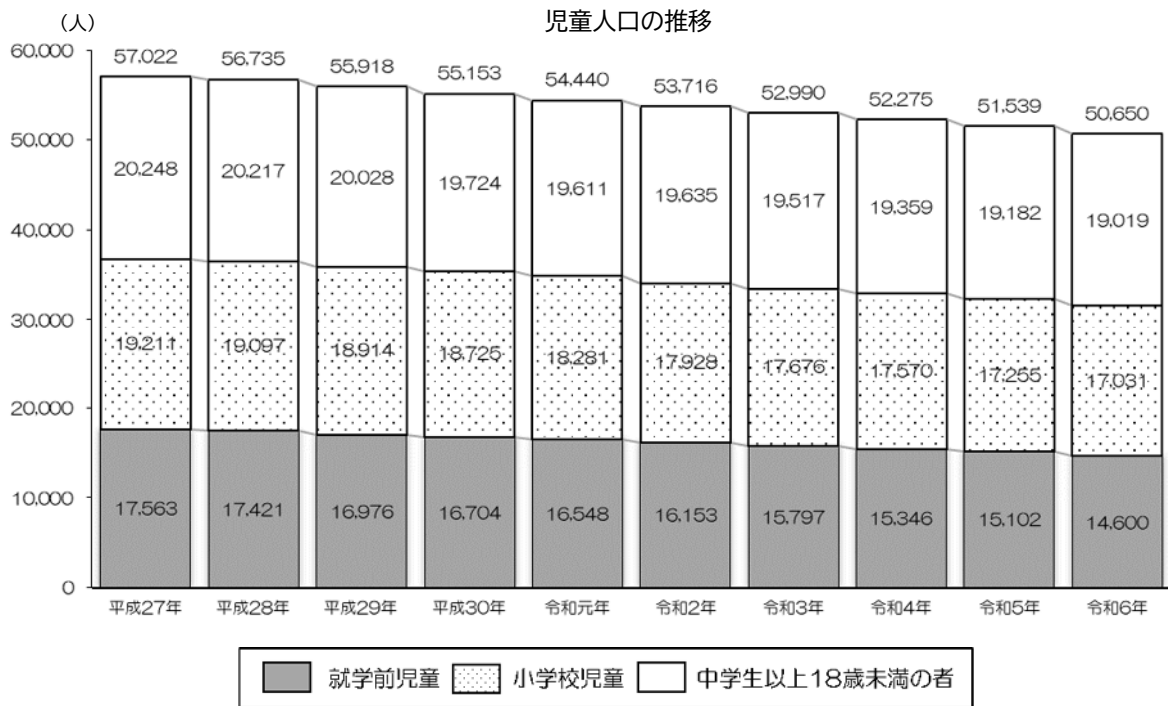
本市の推計人口を見ると、これから5年間、総人口は緩やかな減少傾向が予測されます。



資料:令和5年度版 高槻市の将来人口

(2) 児童人口の推移

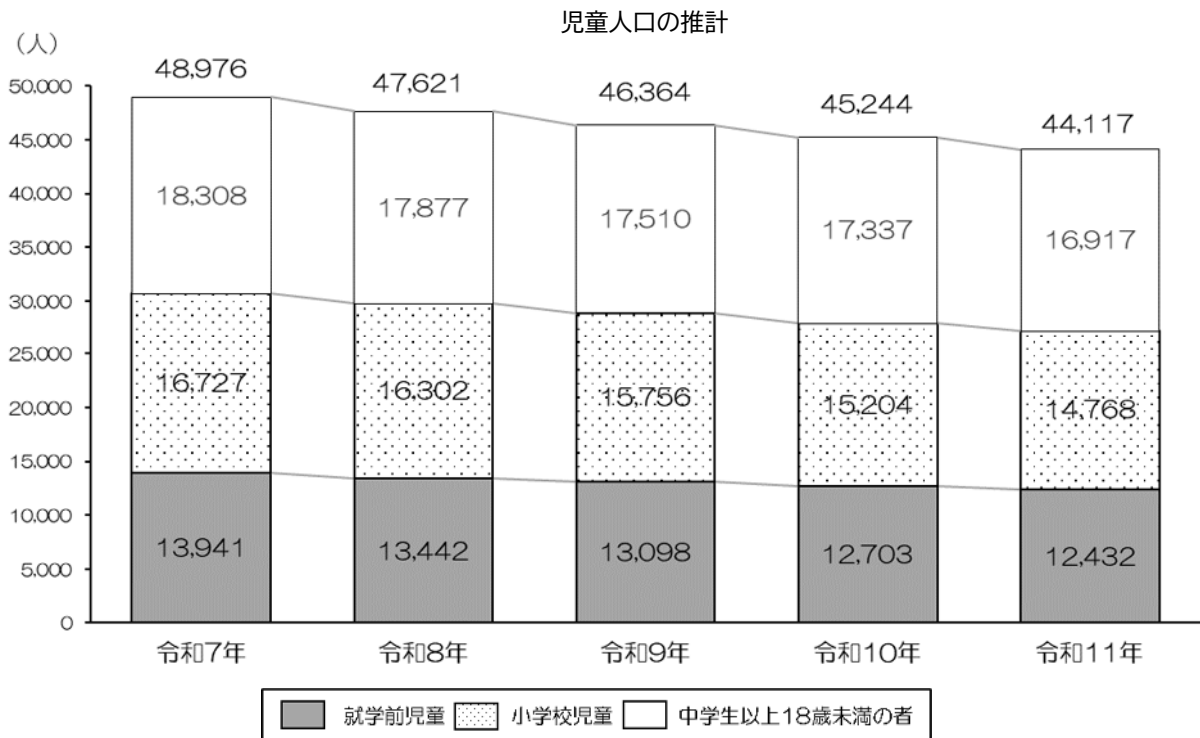
本市の就学前児童、小学校児童、中学生以上18歳未満の人口は、年々減少しています。



資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

【今後の児童人口(18歳未満)の推計】

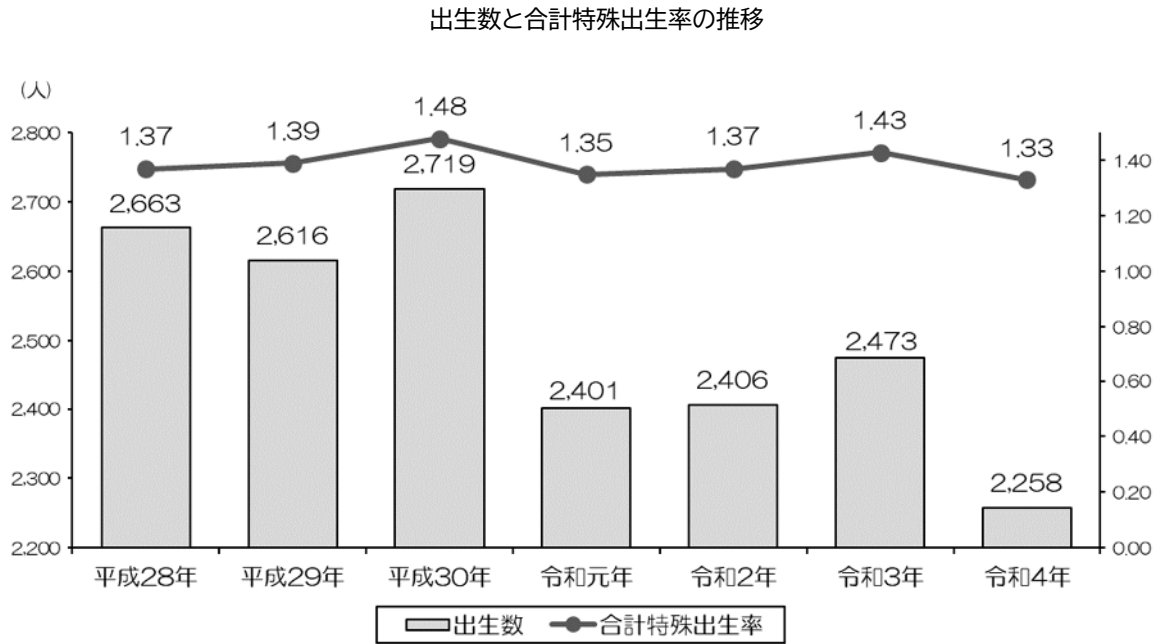
18歳未満の児童人口の推計によると、いずれも減少傾向が予測されます。



資料:令和5年度版 高槻市の将来人口

(3) 出生数と合計特殊出生率の推移

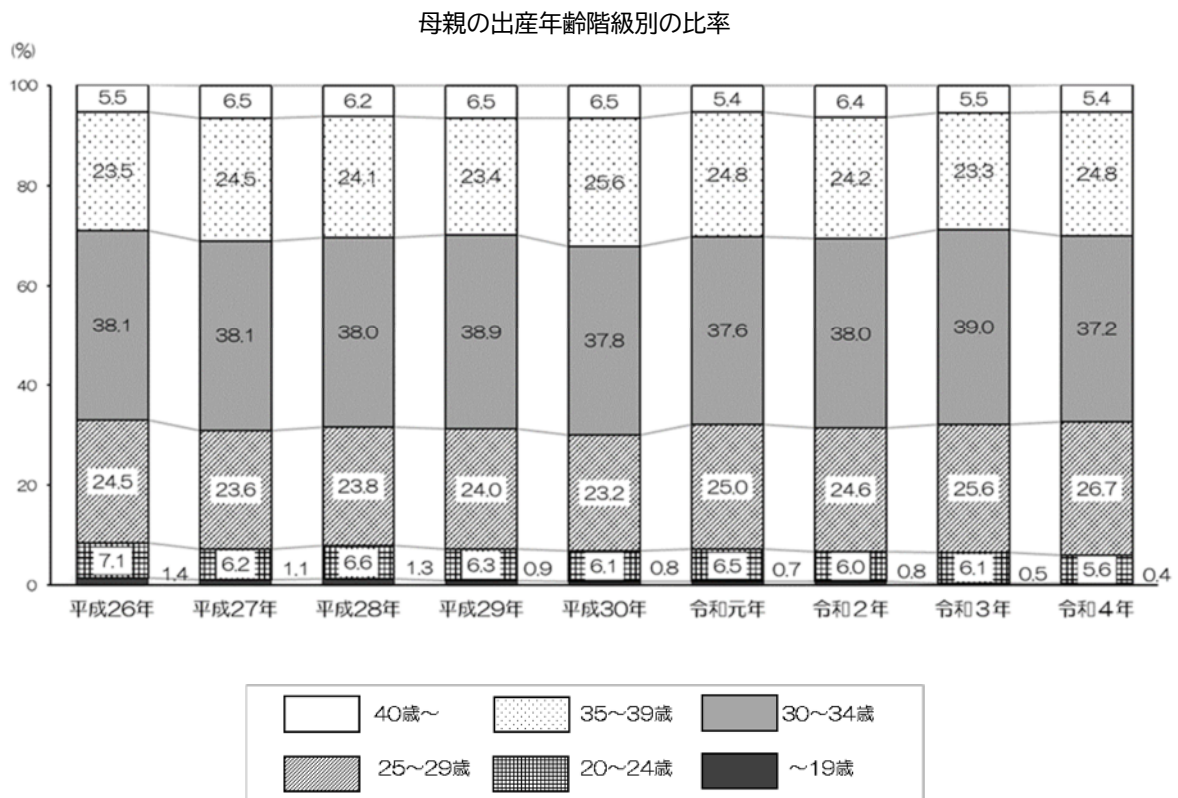
本市の出生数は減少しており、令和4年は平成28年より405人減少しています。また、合計特殊出生率（1人の女性が15歳～49歳の間に生む子どもの数）は令和4年は平成28年より0.04ポイント低下しています。



資料:保健衛生事業概要書

(4) 母親の出産年齢階級別の比率

本市では、出産年齢の比率に大きな変化がみられません。

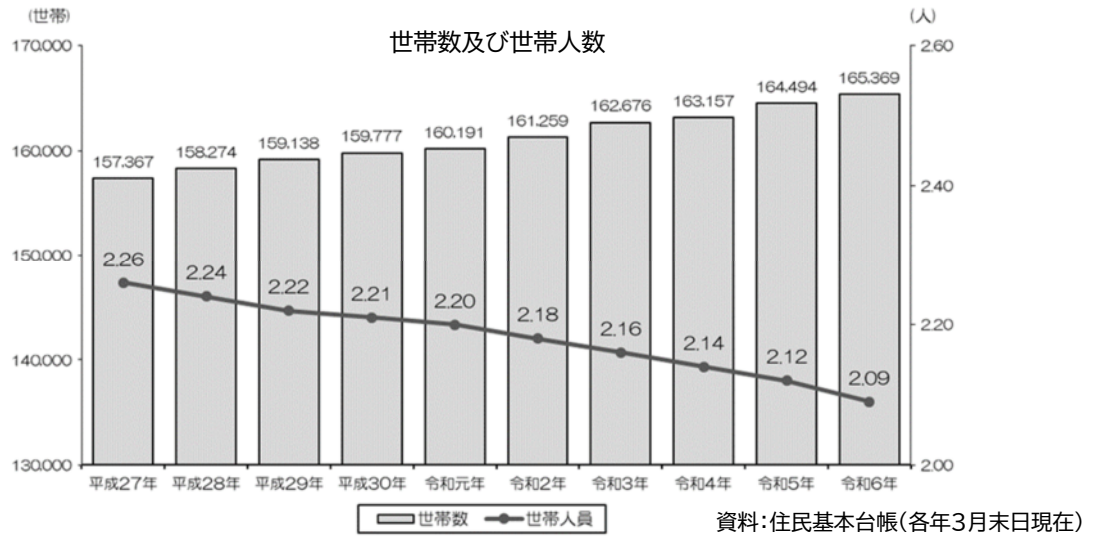


資料:大阪府主要健康福祉データ

(5)世帯数の推移

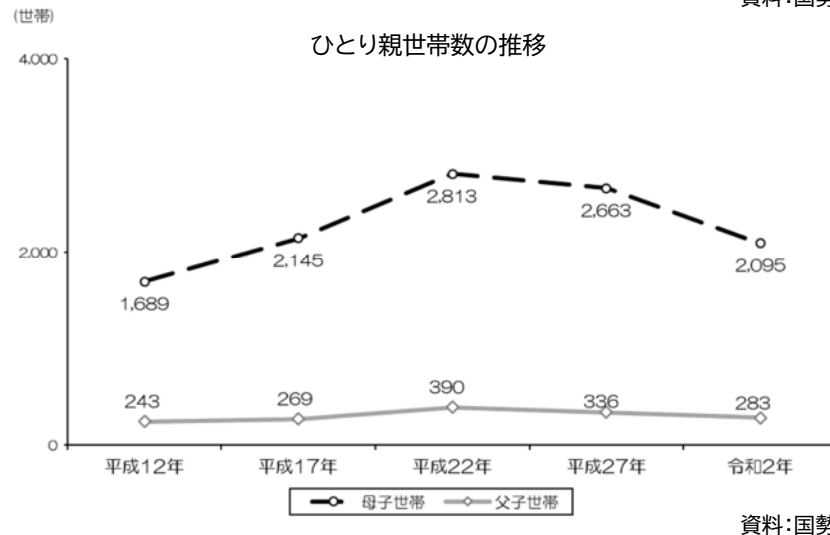
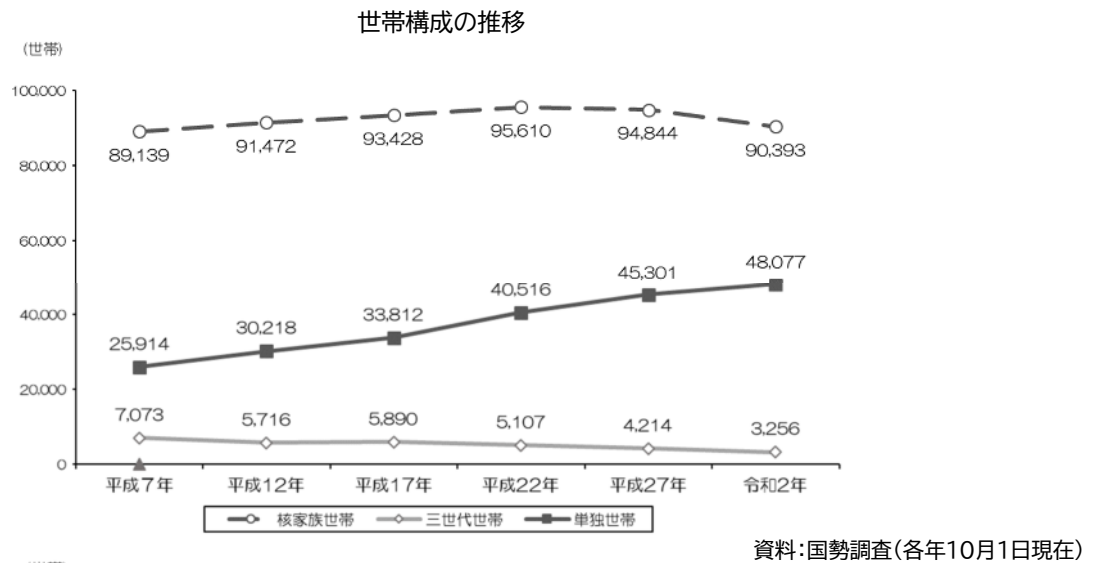
①世帯数の推移

年々世帯数が増加している反面、1世帯あたりの世帯人員は減少しています。



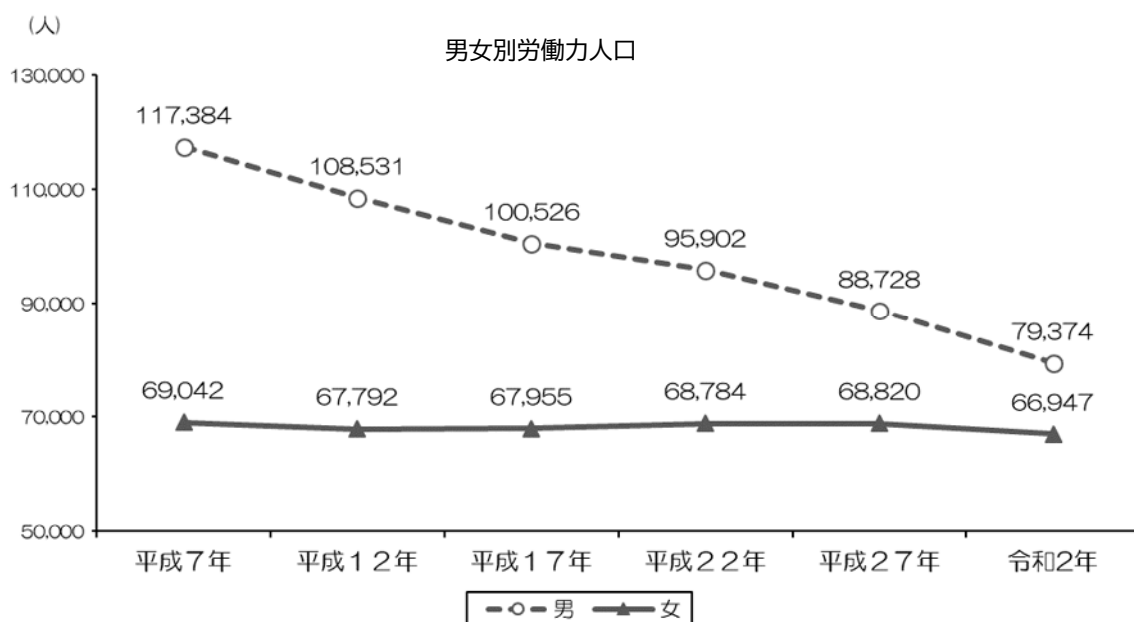
②世帯構成の推移

核家族世帯、三世帯世帯が減少している反面、単独世帯は増加傾向にあります。



(6)男女別労働力人口

平成7年以降、女性の数はほぼ横ばいであるのに対し、男性の数は減少傾向にあります。

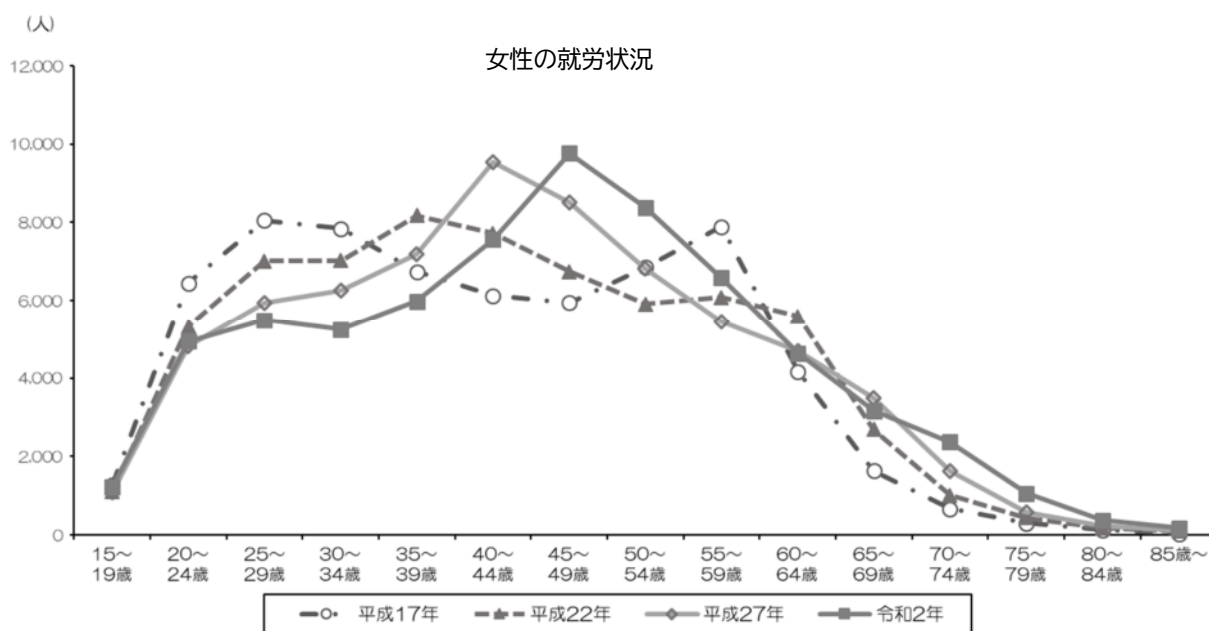


※労働力人口…15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者(就業したいと希望し、求職活動をしているが仕事をしていない人)を合わせたもの。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(7)女性の就労状況

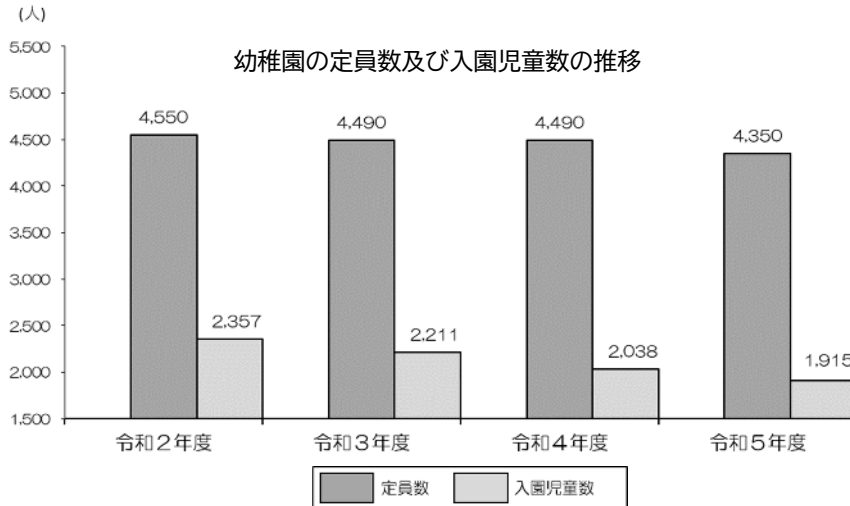
20歳代前半の減少と40歳代の増加により、M字型と言われてきたグラフの形状が山型へと変化してきています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(8) 認定こども園・保育所・幼稚園などの利用状況

① 幼稚園の利用状況の推移

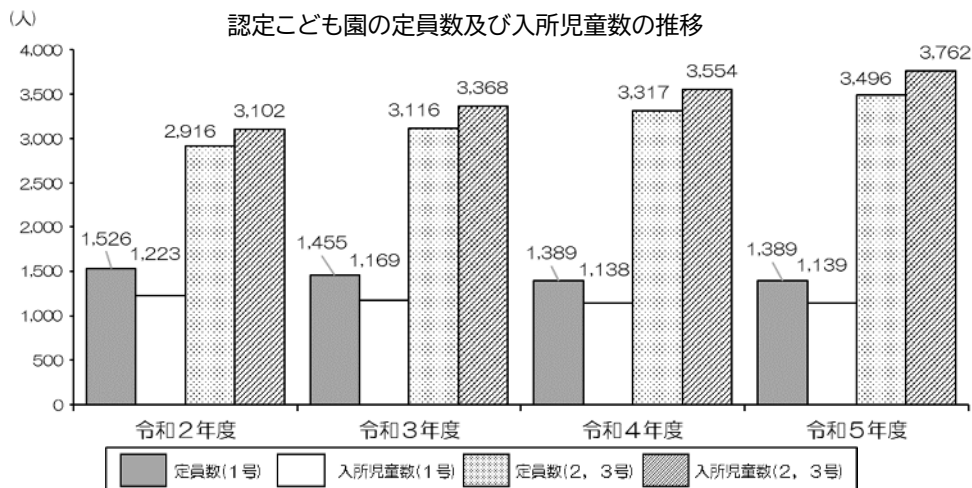


	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)	公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)	公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)	公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)
箇所数	か所	21		21		21		20	
		15	6	15	6	15	6	14	6
定員	人	4,550		4,490		4,490		4,350	
		2,415	2,135	2,415	2,075	2,415	2,075	2,275	2,075
入園児童数	人	2,357		2,211		2,038		1,915	
		672	1,685	551	1,660	460	1,578	410	1,505

※高槻市外に通園する児童を含まない。

(各年度5月1日現在)

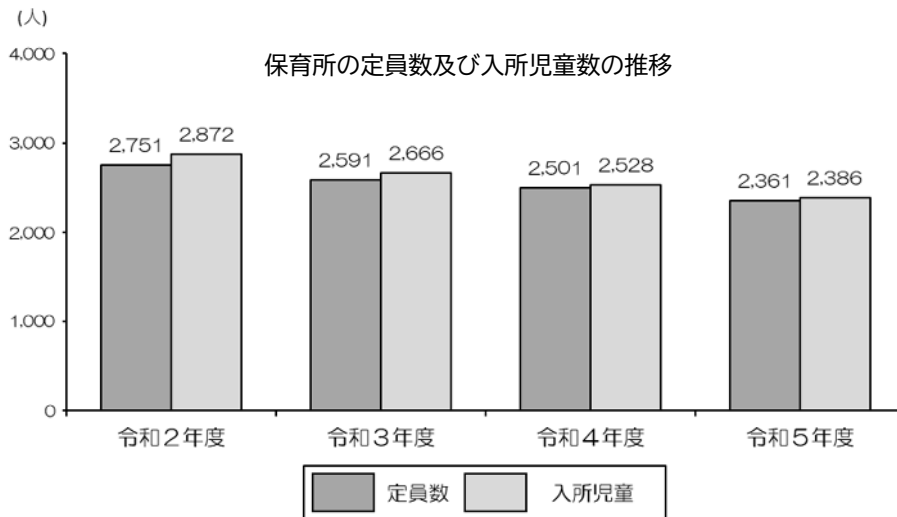
② 認定こども園の利用状況の推移



	単位	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		公立		民間		公立		民間		公立		民間		公立		民間	
箇所数	か所	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号
		箇所数		30		32		33		34							
定員数	人	570		3,872		570		4,001		570		4,136		570		4,315	
		249	321	1,277	2,595	249	321	1,206	2,795	249	321	1,140	2,996	249	321	1,140	3,175
入所児童数	人	516		3,809		515		4,022		499		4,193		493		4,408	
		209	307	1,014	2,795	199	316	970	3,052	177	322	961	3,232	163	330	976	3,432

(1号認定:各年度5月1日現在、2, 3号:各年度4月現在)

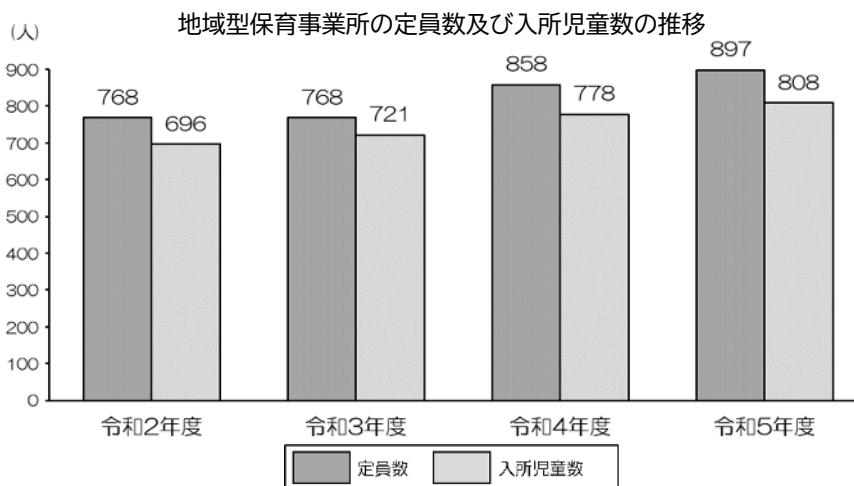
③保育所の利用状況の推移



	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		公立	民間	公立	民間	公立	民間	公立	民間
		2, 3号		2, 3号		2, 3号		2, 3号	
箇所数	か所	27		25		24		23	
		9	18	9	16	9	15	8	15
定員数	人	2,751		2,591		2,501		2,361	
		980	1,771	980	1,611	980	1,521	840	1,521
入所児童数	人	2,872		2,666		2,528		2,386	
		1,106	1,766	1,097	1,569	1,075	1,453	924	1,462

(各年度4月1日現在)

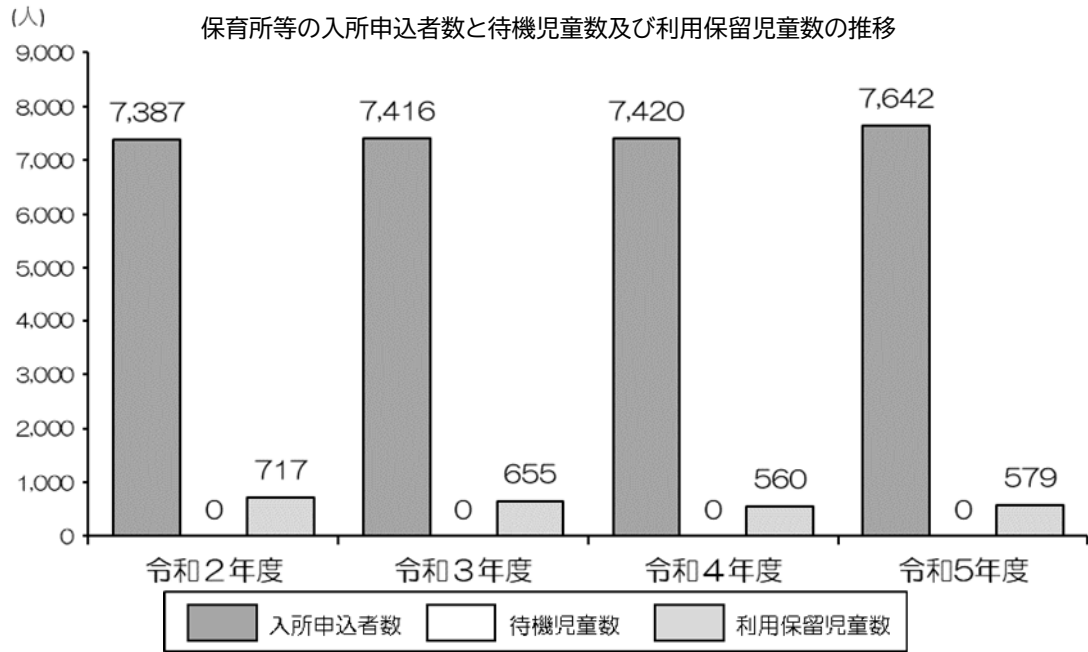
④地域型保育事業所の利用状況の推移



	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		小規模保育事業所	事業所内保育事業所	小規模保育事業所	事業所内保育事業所	小規模保育事業所	事業所内保育事業所	小規模保育事業所	事業所内保育事業所
		3号		3号		3号		3号	
箇所数	か所	46		46		51		53	
		44	2	44	2	49	2	51	2
定員数	人	768		768		858		897	
		747	21	747	21	837	21	876	21
入所児童数	人	696		721		778		808	
		675	21	698	23	757	21	787	21

(各年度4月現在)

⑤保育所等の入所申込者数と待機児童数及び利用保留児童数の推移



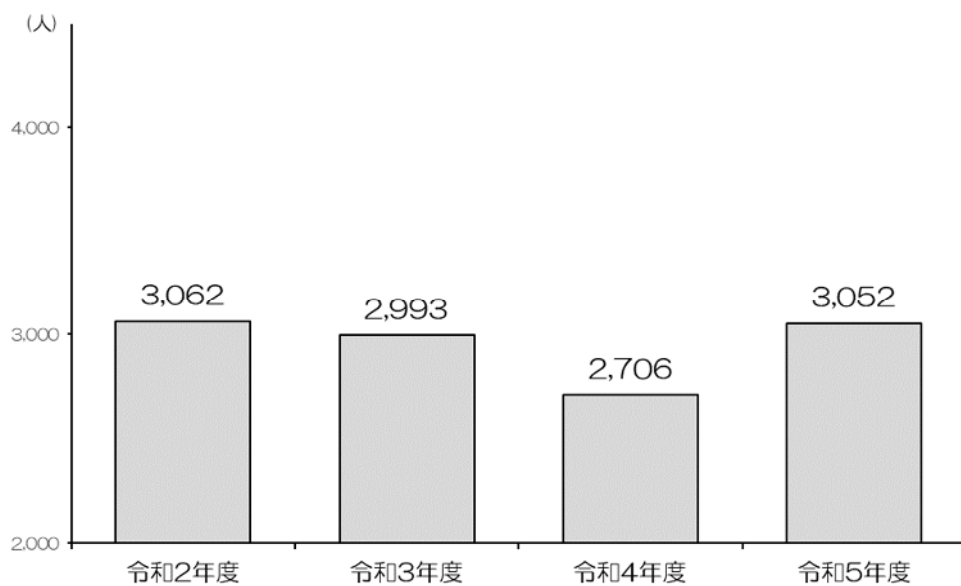
※「入所申込者数」は、新規申込者のみでなく、継続して利用の申込みをしている児童も含む。

※利用保留児童…保護者が求職活動を休止している者、他市の施設を利用希望していただけない者、付近に保育所等がない等の事由による施設等の利用者、産休・育休明けの利用予約をしている者、他に利用可能な保育所を希望する施設等利用者

(各年度4月1日現在)

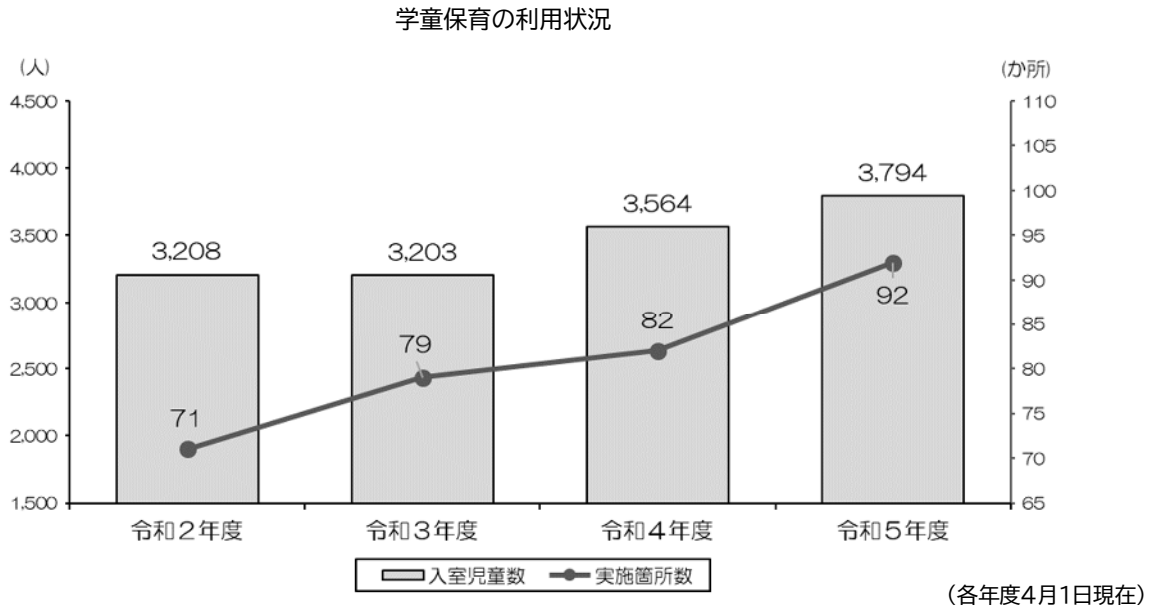
⑥延長保育の利用状況

延長保育の実利用児童数

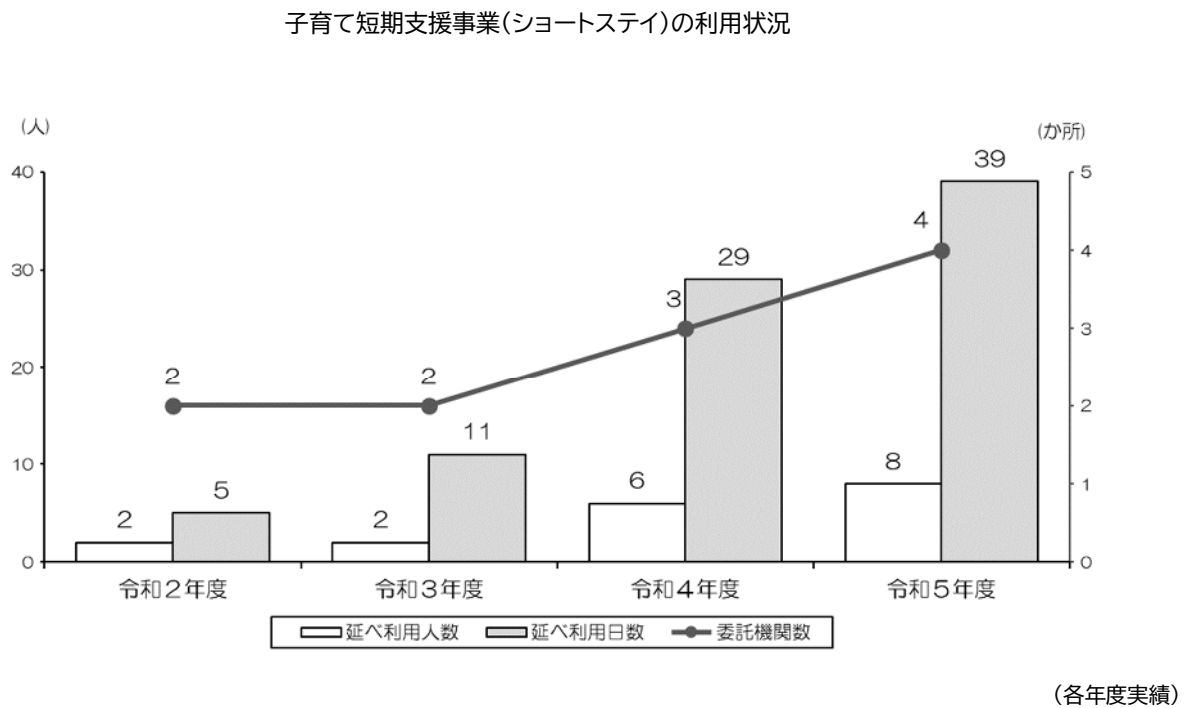


(各年度実績)

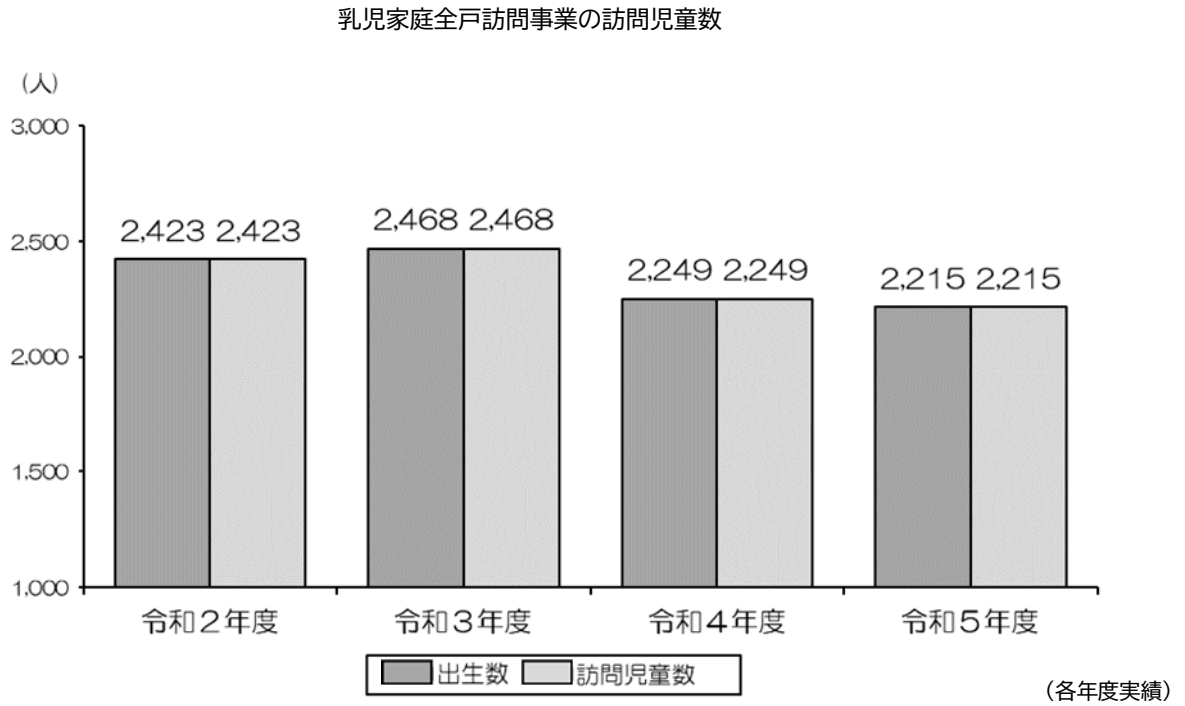
⑦学童保育の利用状況



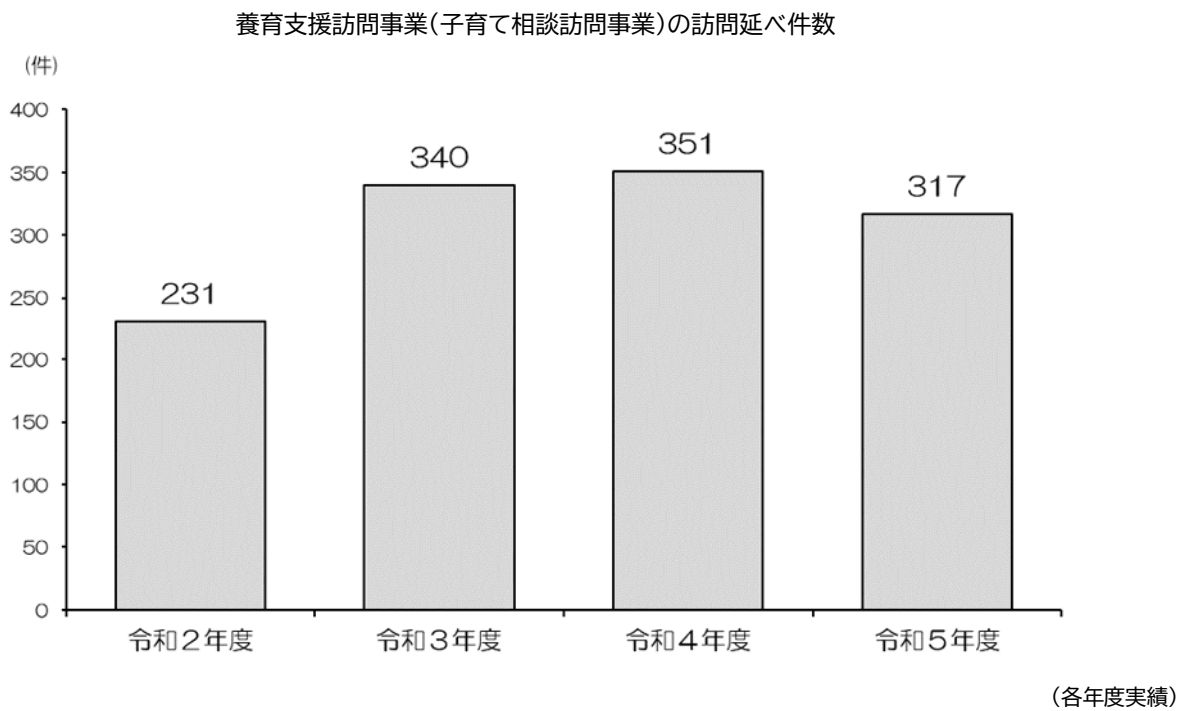
⑧子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用状況



⑨乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

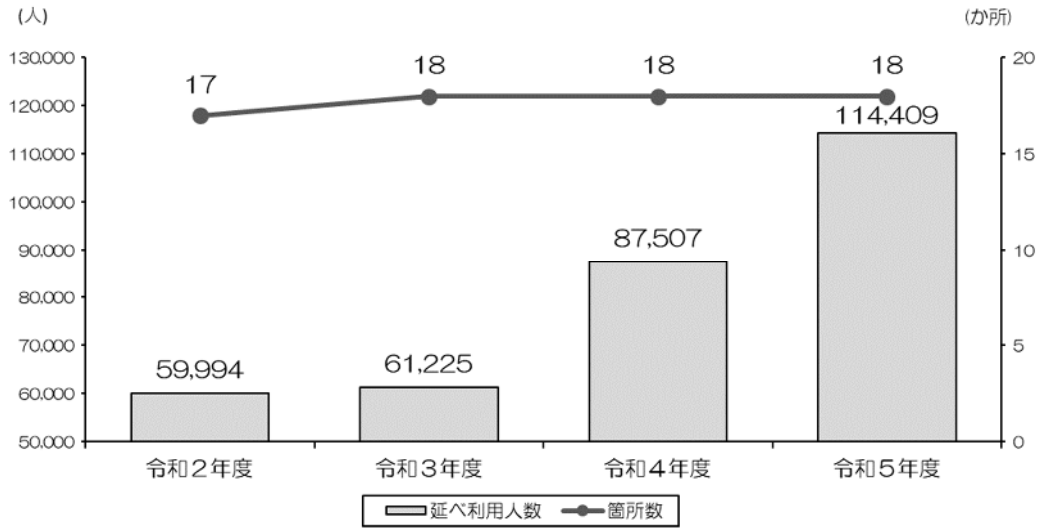


⑩養育支援訪問事業(子育て相談訪問事業)の利用状況



⑪地域子育て支援拠点事業の利用状況

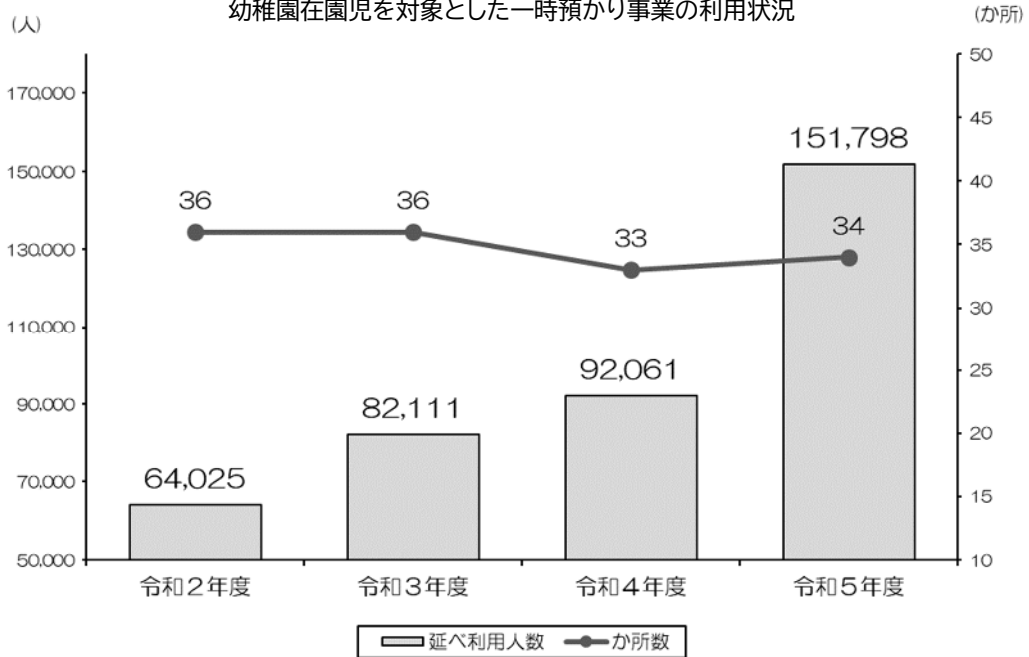
地域子育て支援拠点事業の利用状況



(各年度実績)

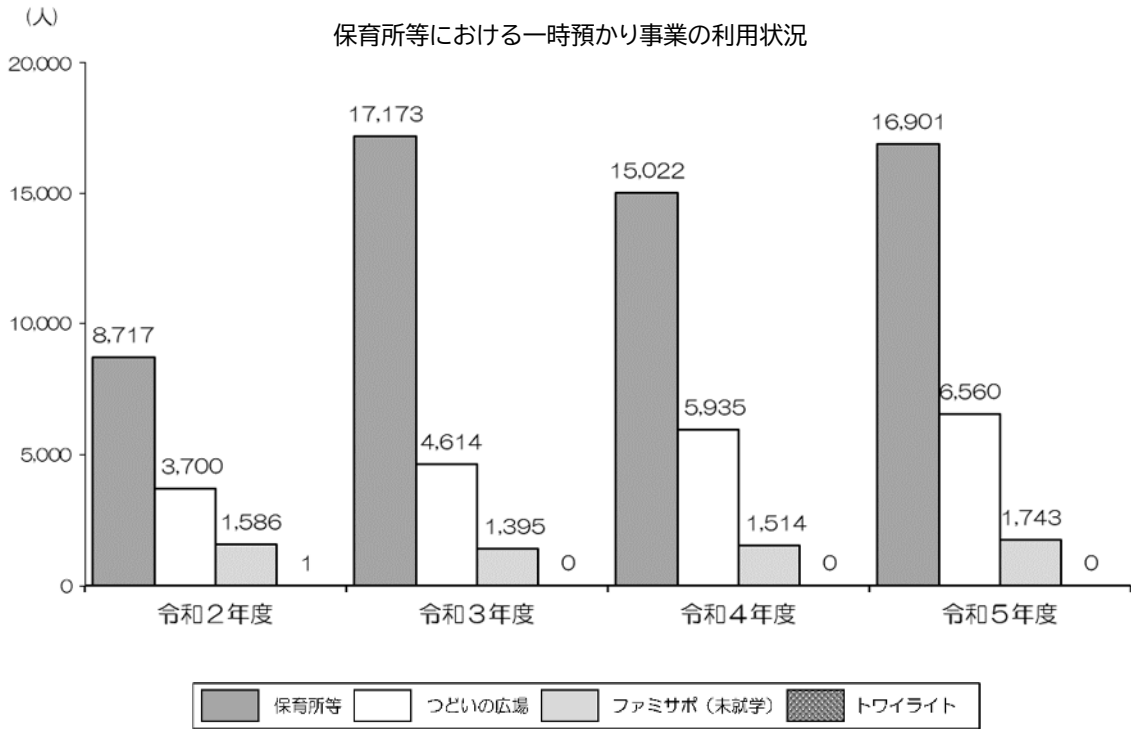
⑫幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業の利用状況

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業の利用状況



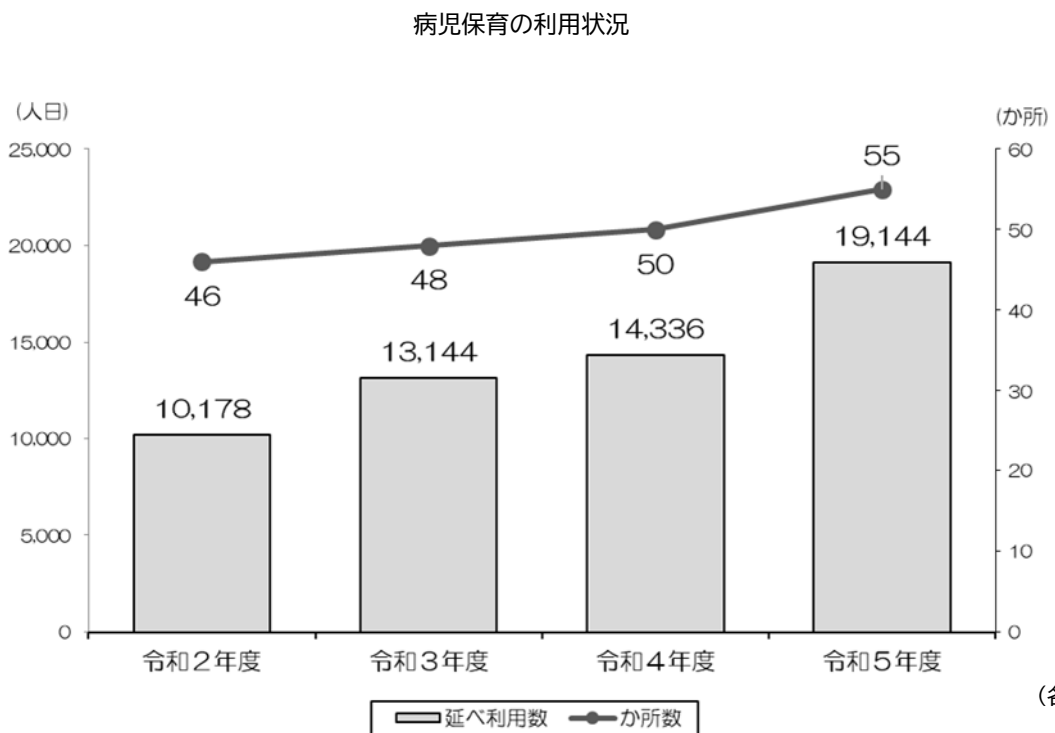
(各年度実績)

⑬保育所等における一時預かり事業の利用状況



(各年度実績)

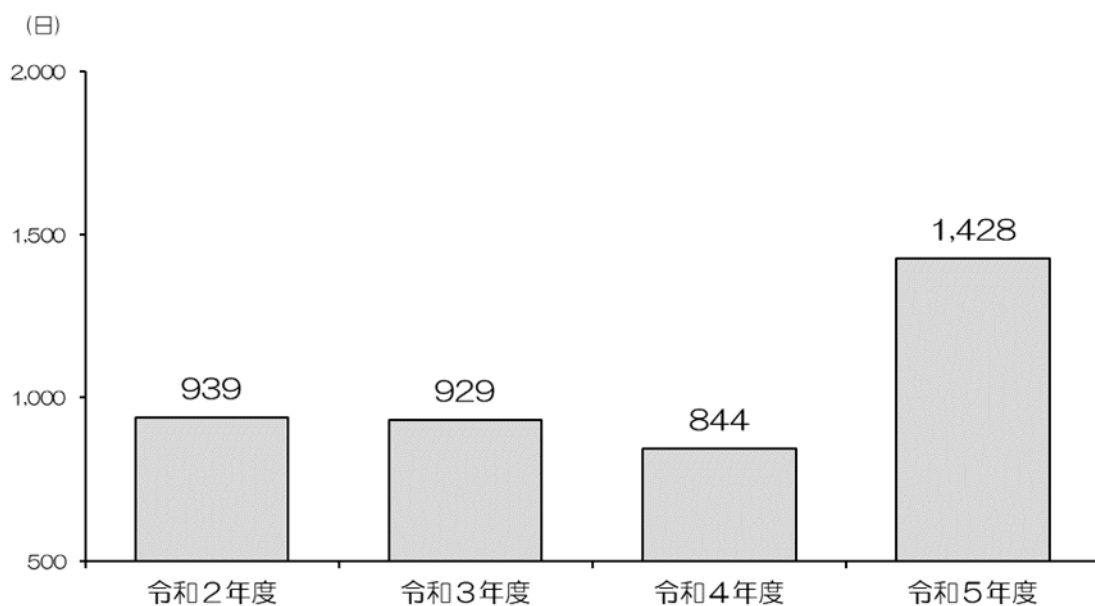
⑭病児保育事業の利用状況



(各年度実績)

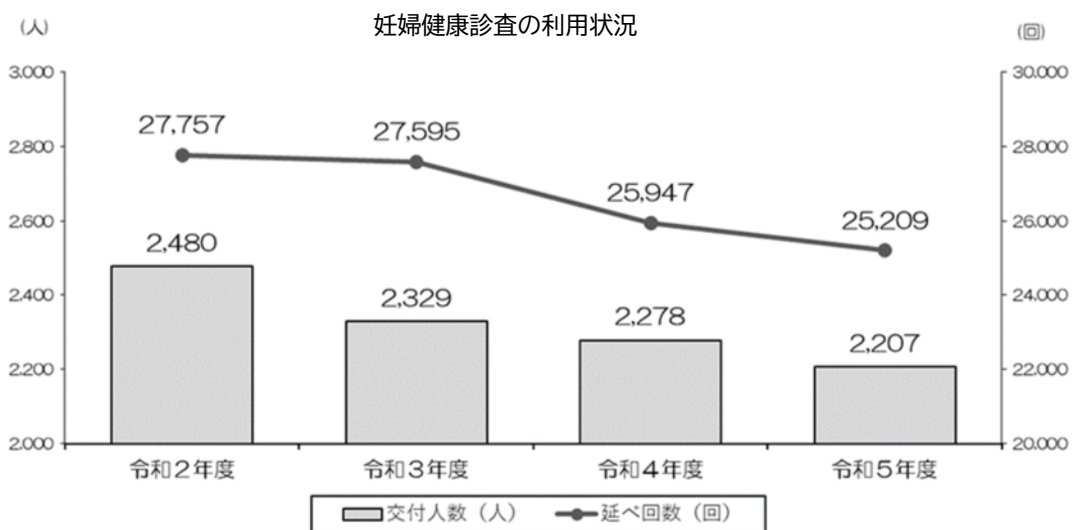
⑮ファミリー・サポート・センター事業の利用状況(※就学児童のみ)

ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用日数



(各年度実績)

⑯妊婦健康診査の利用状況



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付人数	人	2,480	2,329	2,278	2,207
延べ回数	回	27,757	27,595	25,947	25,209

※延べ回数は府内受診のみ

(各年度実績)

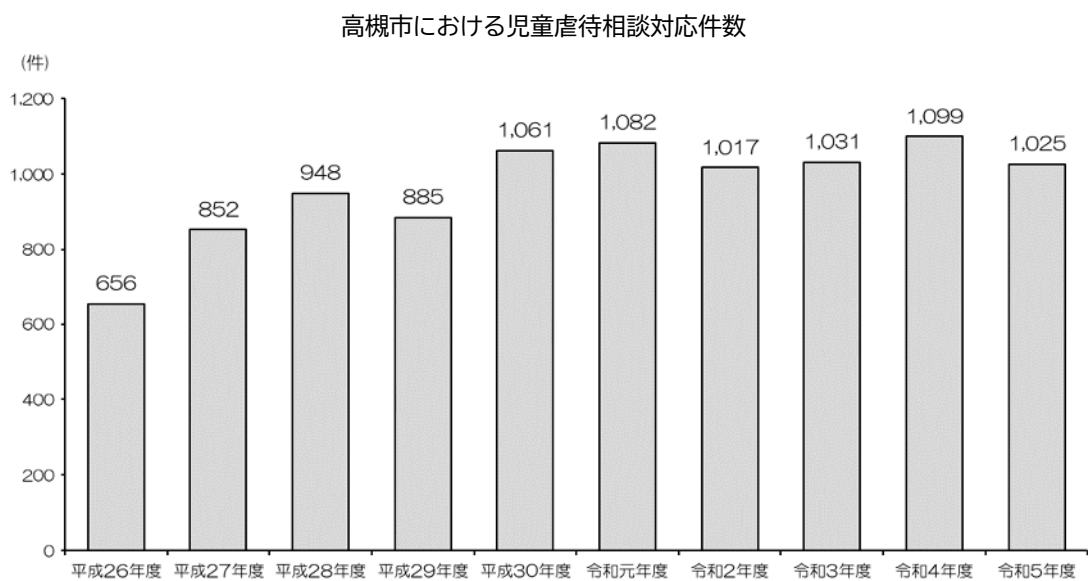
(9) 児童虐待の状況

全国及び大阪府ともに増加傾向にあります。本市はほぼ横ばいとなっています。

① 全国・大阪府の状況



② 高槻市の状況



(各年度実績)

2 本市の子育ての状況(ニーズ調査より)

(1)調査実施概要

①調査の目的

本計画の策定に係る基礎資料の取得を目的に、教育・保育、子育て支援に関するサービスの利用状況やニーズを把握する調査を実施しました。

②調査対象・定義

- 就学前児童 : 高槻市居住の就学前児童の保護者
小学生 : 高槻市居住の小学生（公立1年生から6年生）の保護者

③調査期間

- 就学前児童 : 令和5年11月17日から令和5年12月4日
小学生 : 令和5年10月20日から令和5年11月6日

④調査方法

調査は高槻市簡易電子申請システムを活用したWEB調査で実施

- 就学前児童 : 住民基本台帳より無作為抽出した対象者に「WEB調査案内」を郵送し、市システムで回答データを回収
小学生 : 市内の全公立小学校の小学1～6年の学年ごとに任意の1クラスに対し「WEB調査案内」を配布し、市システムで回答データを回収

⑤配布数・回答数・回答率

【就学前児童】

クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
配布数	1,436	1,074	947	1,051	1,249	1,243	7,000
回答数	852	592	532	575	698	679	3,928
回答率	59.3%	55.1%	56.1%	54.7%	55.8%	54.6%	56.1%

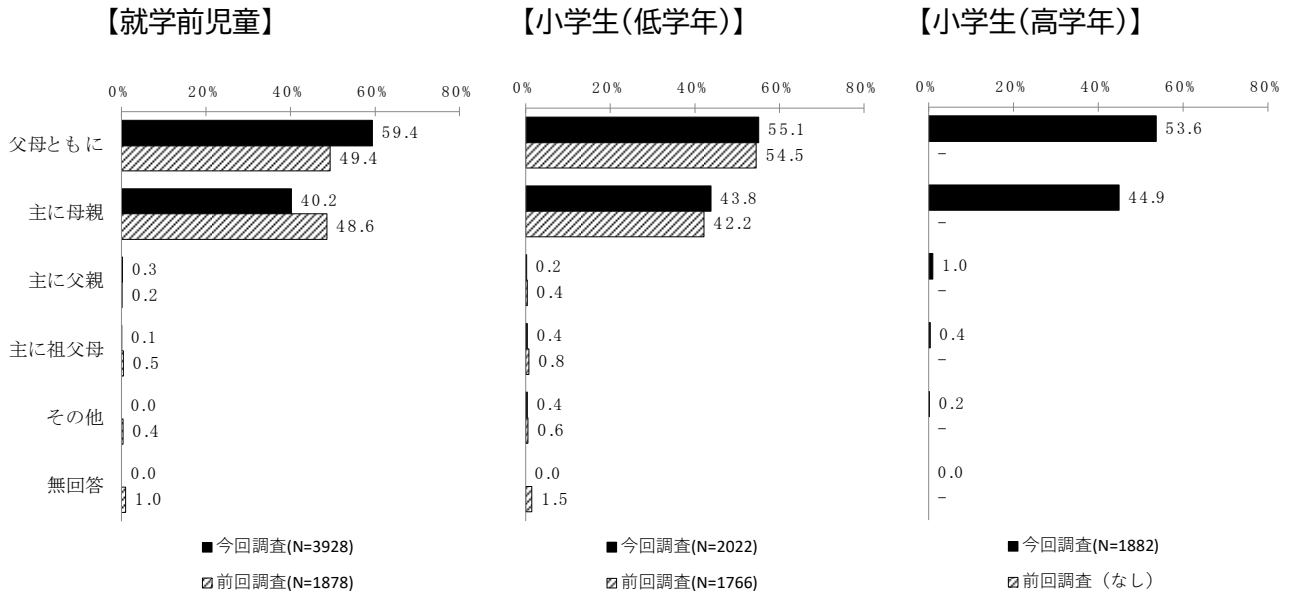
【小学生】

学年	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	合計
配布数	1,129	1,197	1,210	1,192	1,189	1,204	7,121
回答数	661	704	657	671	591	620	3,904
回答率	58.5%	58.8%	54.3%	56.3%	49.7%	51.5%	54.8%

(2)調査結果の概要

①子育ての主体者

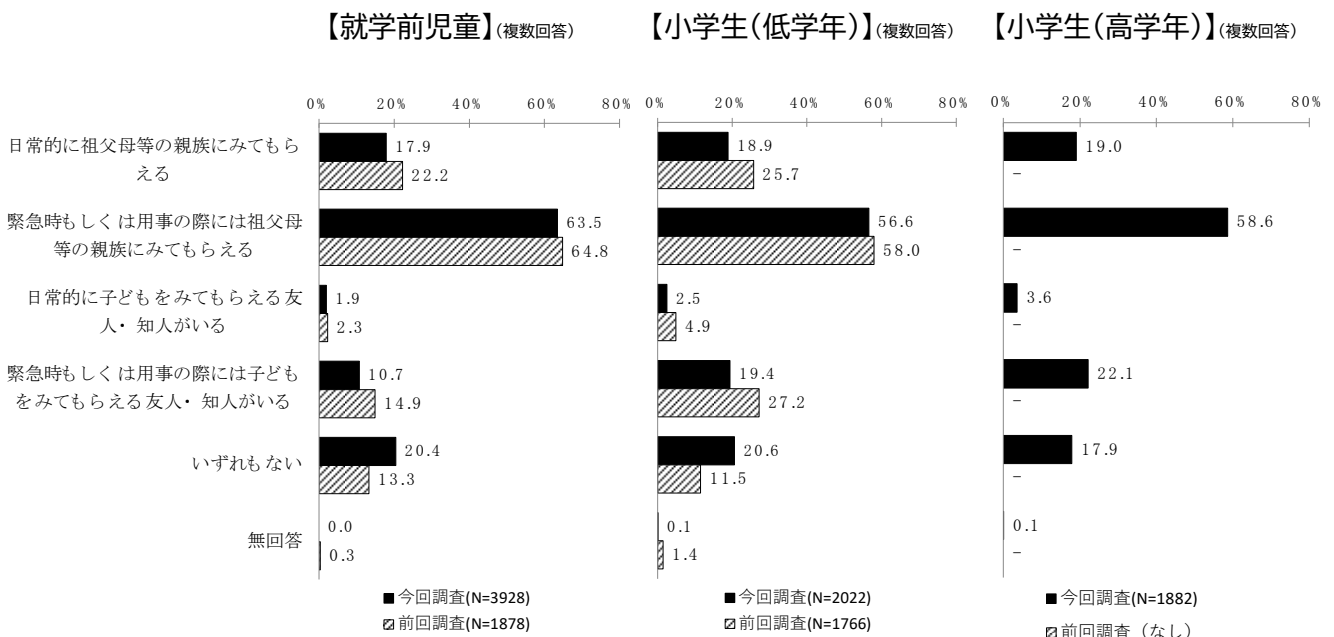
「父母ともに」が就学前児童で59.4%、小学生（低学年）で55.1%、（高学年）で53.6%と最も多くなっています。



②日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で63.5%、小学生（低学年）で56.6%、（高学年）で58.6%と最も多くなっています。

5年前と比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。

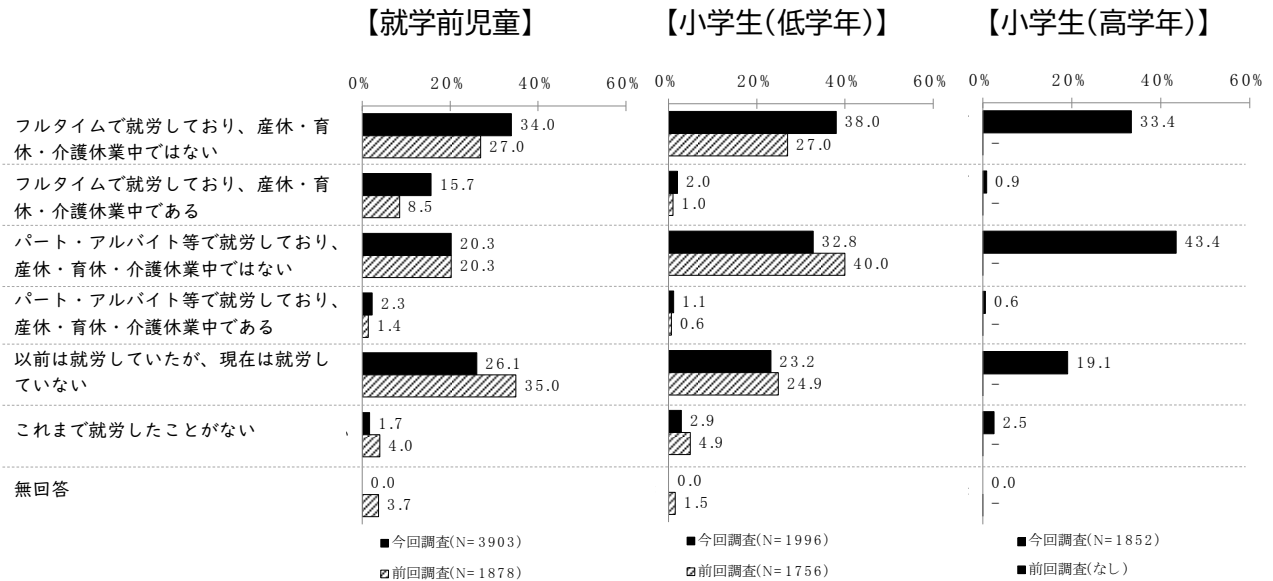


③母親の就労状況

就学前児童と小学生（低学年）では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、就学前児童で34.0%、小学生（低学年）で38.0%となっています。

小学生（高学年）では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く43.4%となっています。

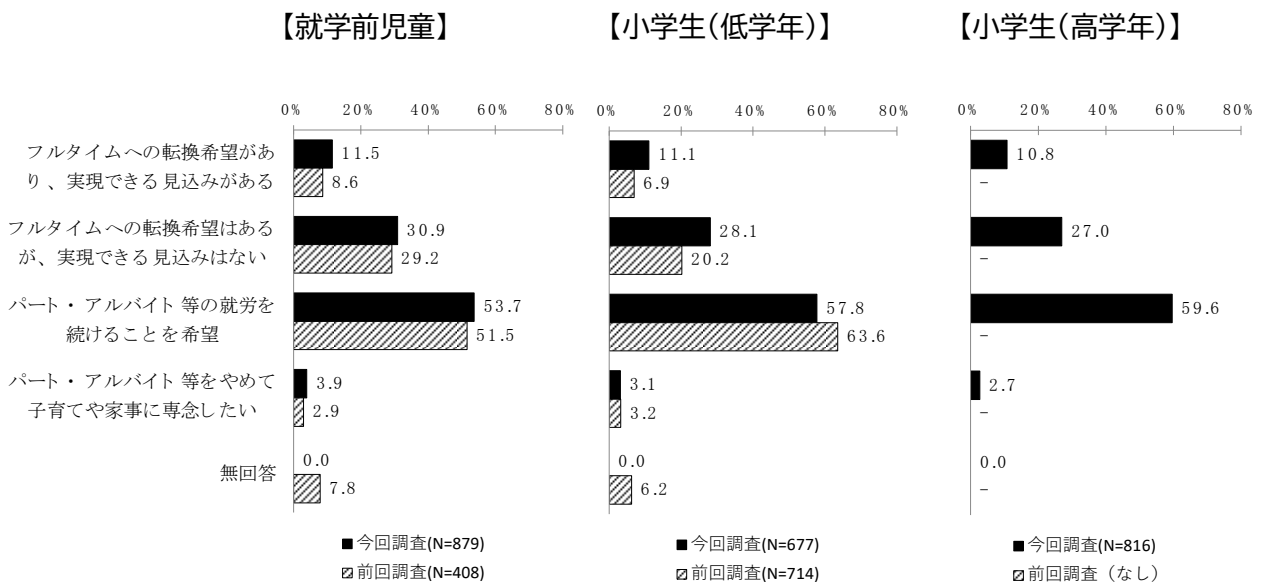
5年前と比べて、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少し、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。



④母親のパート・アルバイト等就労のフルタイムへの転換希望

いずれも「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が最も高く、就学前児童で53.7%、小学生（低学年）で57.8%、小学生（高学年）で59.6%となっています。

5年前と比べてともに、大きな変化はみられません。

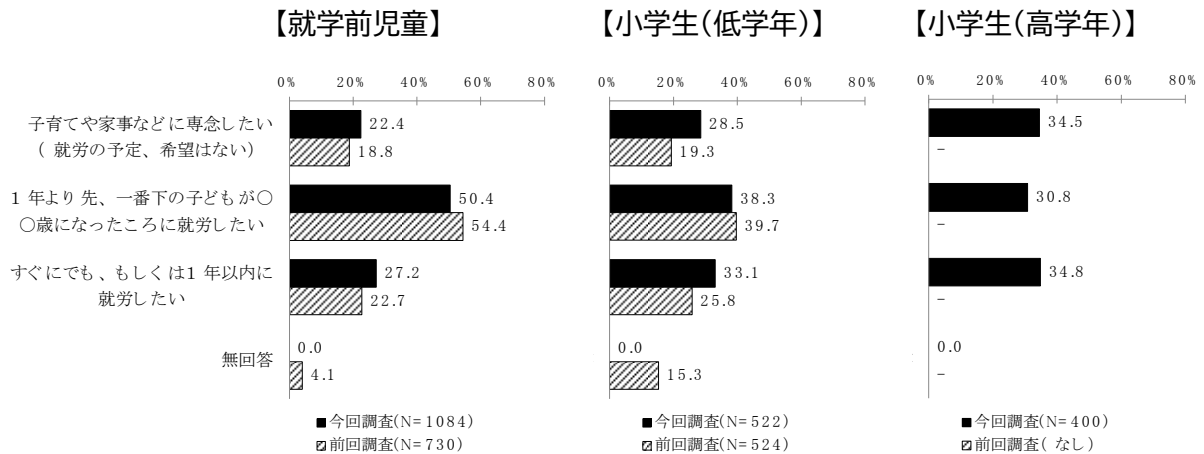


⑤就労していない母親の就労希望

〔母親の就労希望〕

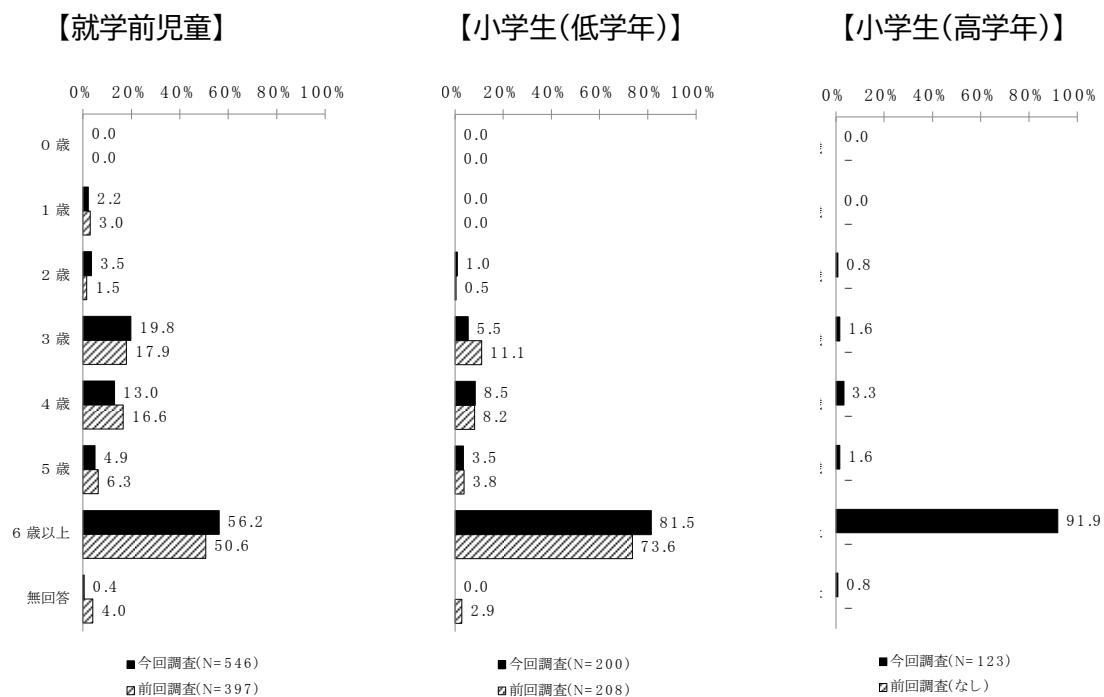
就学前児童と小学生（低学年）では、「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい」の割合が最も高く、就学前児童で50.4%、小学生（低学年）で38.3%となっています。

小学生（高学年）では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が最も高く34.8%となっています。



〔就労希望時期の末子の年齢〕

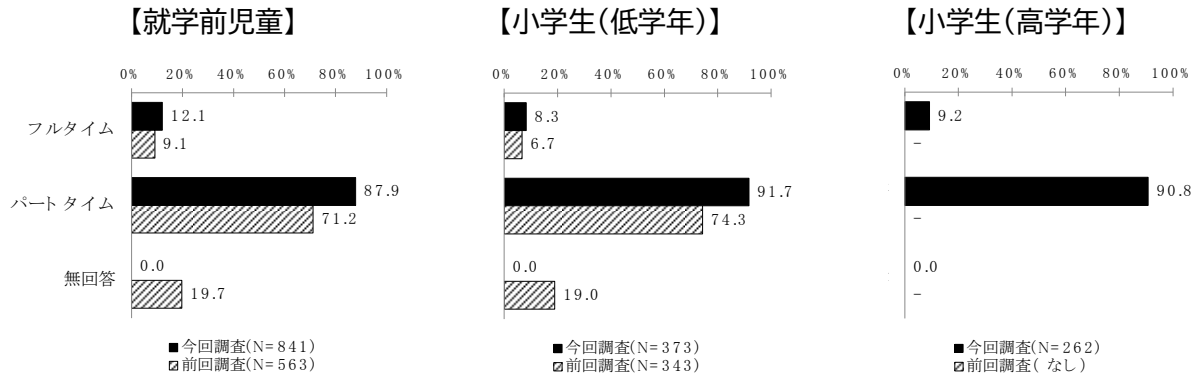
いずれも「6歳以上」の割合が最も高く、就学前児童で56.2%、小学生（低学年）で81.5%、小学生（高学年）で91.9%となっています。



〔母親の希望就労形態〕

いずれも「パートタイム」の割合が最も高く、就学前児童で87.9%、小学生（低学年）で91.7%、小学生（高学年）で90.8%となっています。

5年前に比べ、「パートタイム」の割合が増加しています。

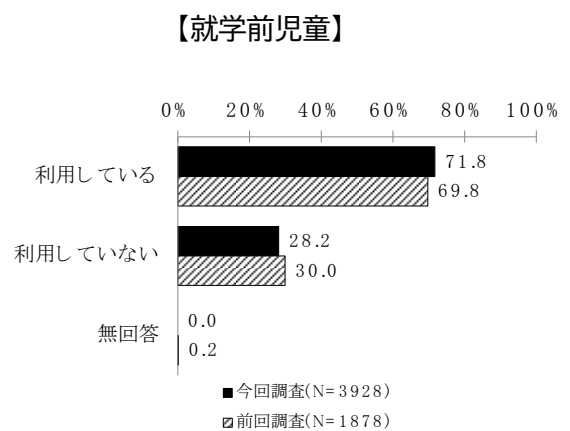


⑥平日における定期的な幼稚園・保育所・認定こども園などの利用状況と今後の利用希望

「利用している」で71.8%、「利用していない」で28.2%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」の割合が増加し、「利用していない」の割合が減少しています。

〔幼稚園・保育所・認定こども園などの利用状況〕



利用している施設やサービスでは、「認定こども園」で38.7%、「幼稚園」で23.7%、「認可保育所」で21.0%となっています。

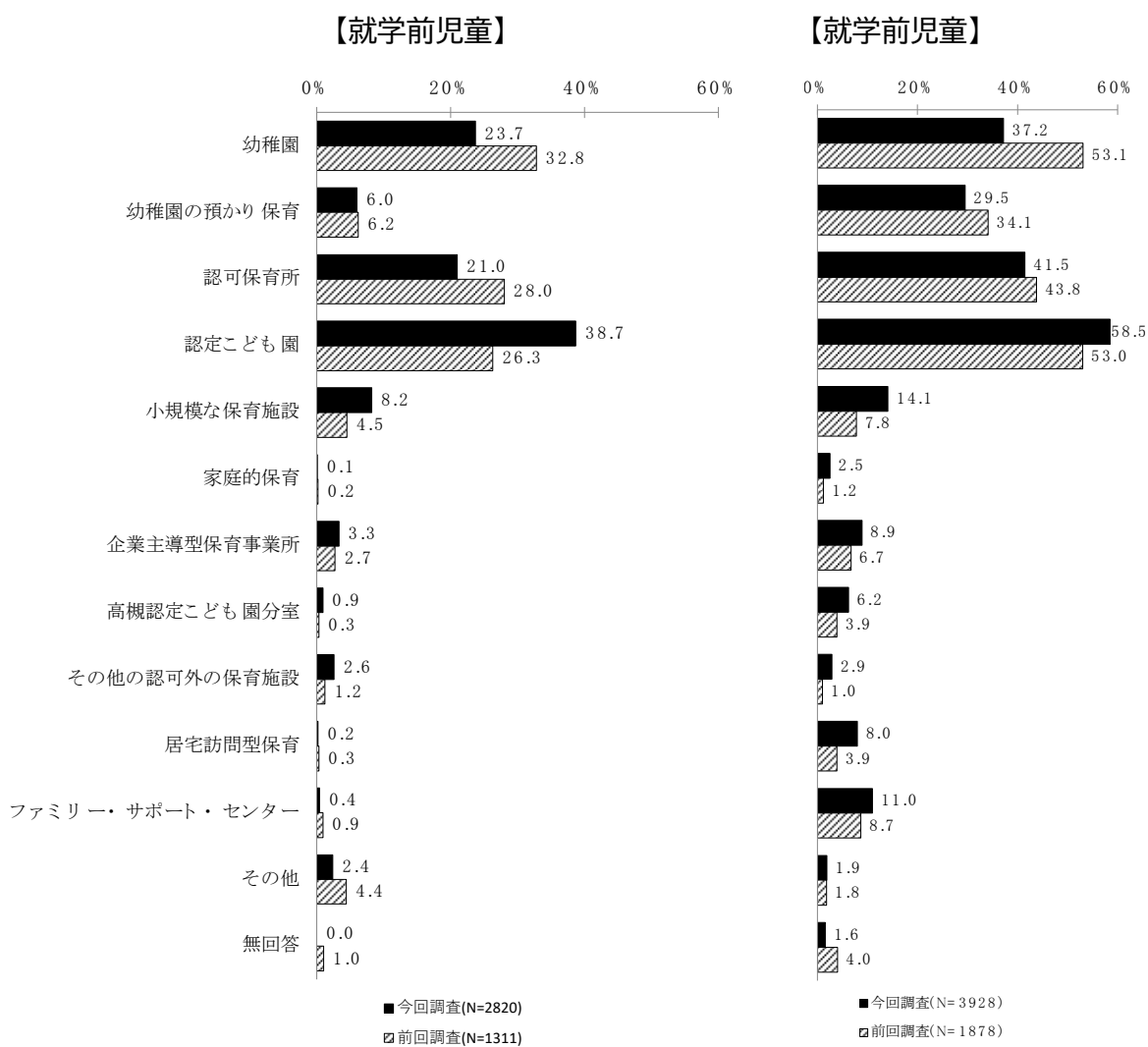
5年前と比べて、「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。

希望する施設やサービスでは、「認定こども園」で58.5%、「認可保育所」で41.5%、「幼稚園」で37.2%となっています。

5年前と比べて、「認定こども園」の割合が増加しています。

〔利用している施設やサービス〕(複数回答)

〔希望する施設やサービス〕(複数回答)



⑦平日に定期的に幼稚園・保育所・認定こども園などを利用していない理由等

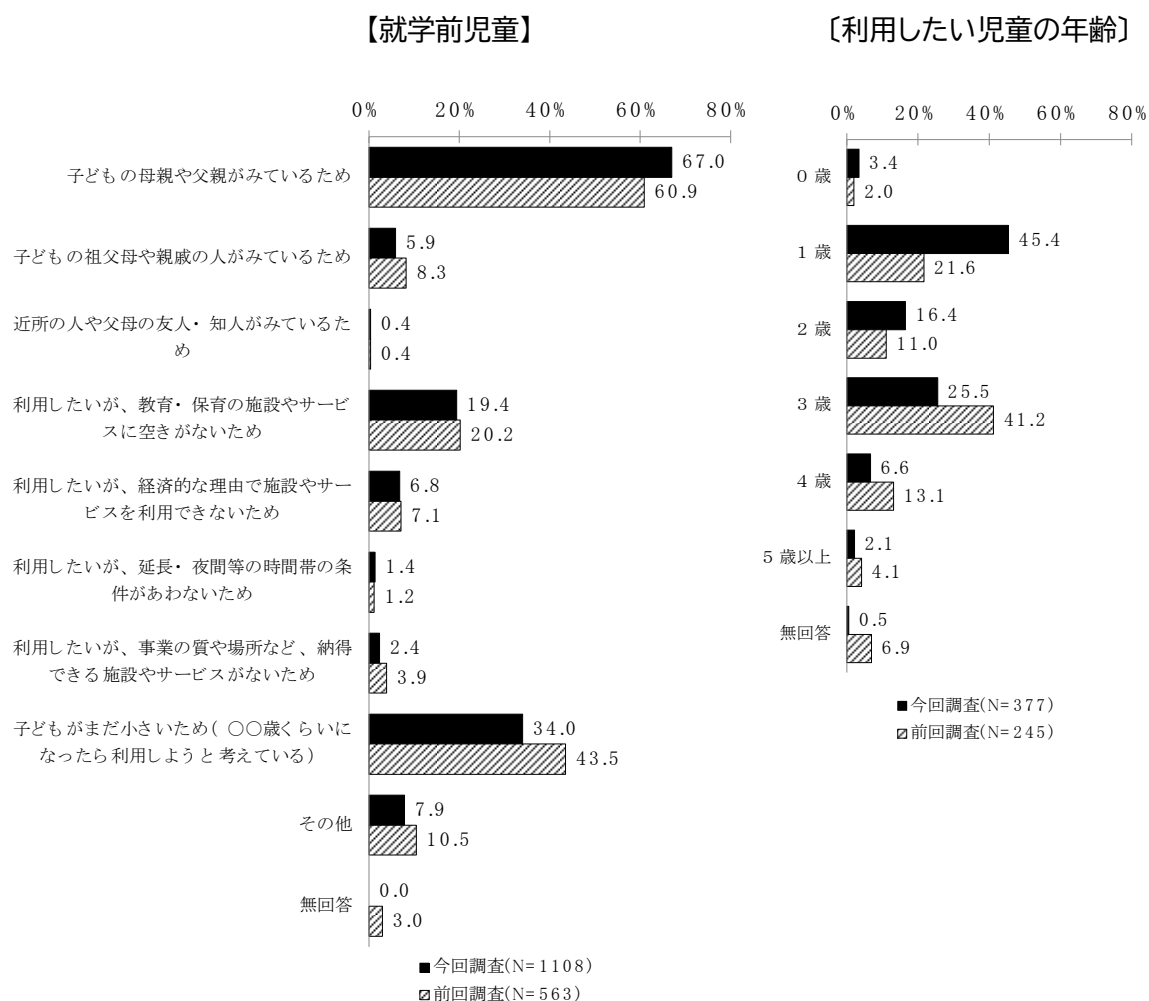
「子どもの母親や父親がみているため」の割合が67.0%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため（〇〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」の割合が34.0%、「利用したいが、教育・保育の施設やサービスに空きがないため」の割合が19.4%になっています。

5年前と比べて、大きな変化はみられません。

利用したい児童の年齢は「1歳」の割合が45.4%と最も多く、次いで「3歳」の割合が25.5%、「2歳」の割合が16.4%となっています。

5年前と比べて特に「1歳」「2歳」の割合が増加し、「3歳」の割合が減少しています。

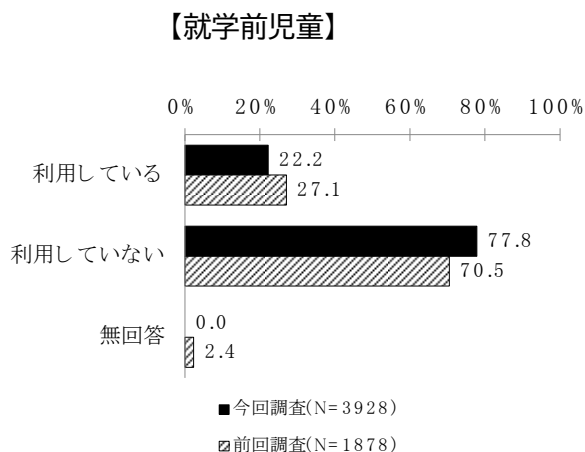
〔幼稚園・保育所・認定こども園などを利用していない理由〕(複数回答)



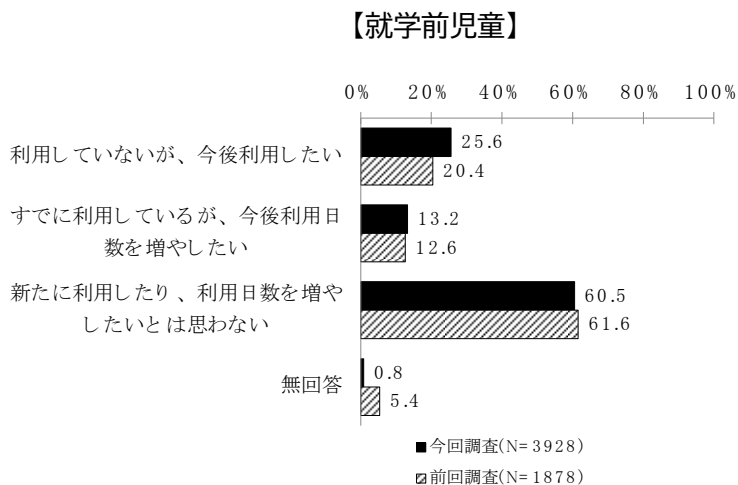
⑧地域子育て支援拠点事業の利用状況と今後の利用希望

「利用している」の割合が22.2%、「利用していない」の割合が77.8%となっています。
 今後の利用希望は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が60.5%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が25.6%となっています。
 5年前と比べてともに、大きな変化はみられません。

〔利用状況〕



〔今後の利用希望〕



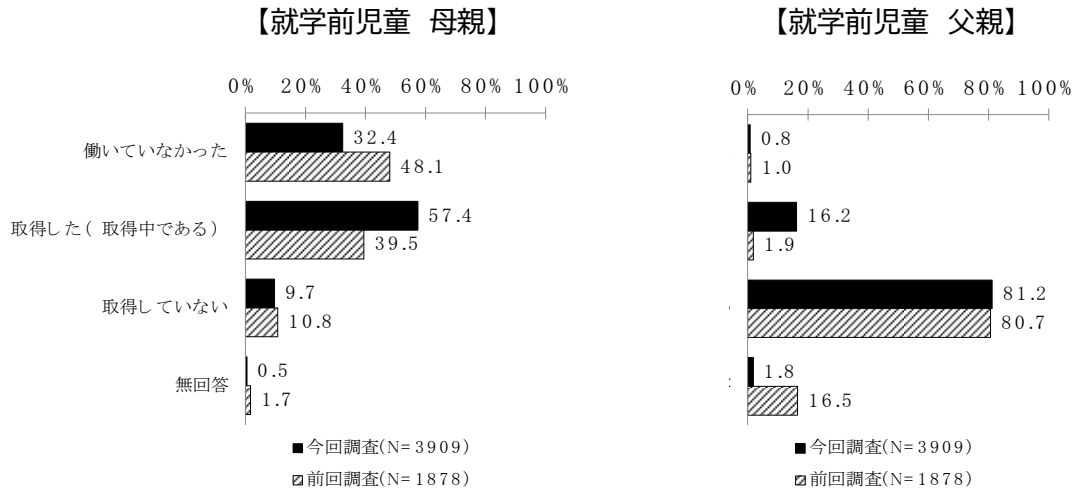
⑨育児休業の取得状況等

取得状況では、母親は「取得した（取得中である）」の割合が57.4%と最も多く、次いで「働いていなかった」の割合が32.4%となっており、5年前と比べて「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。

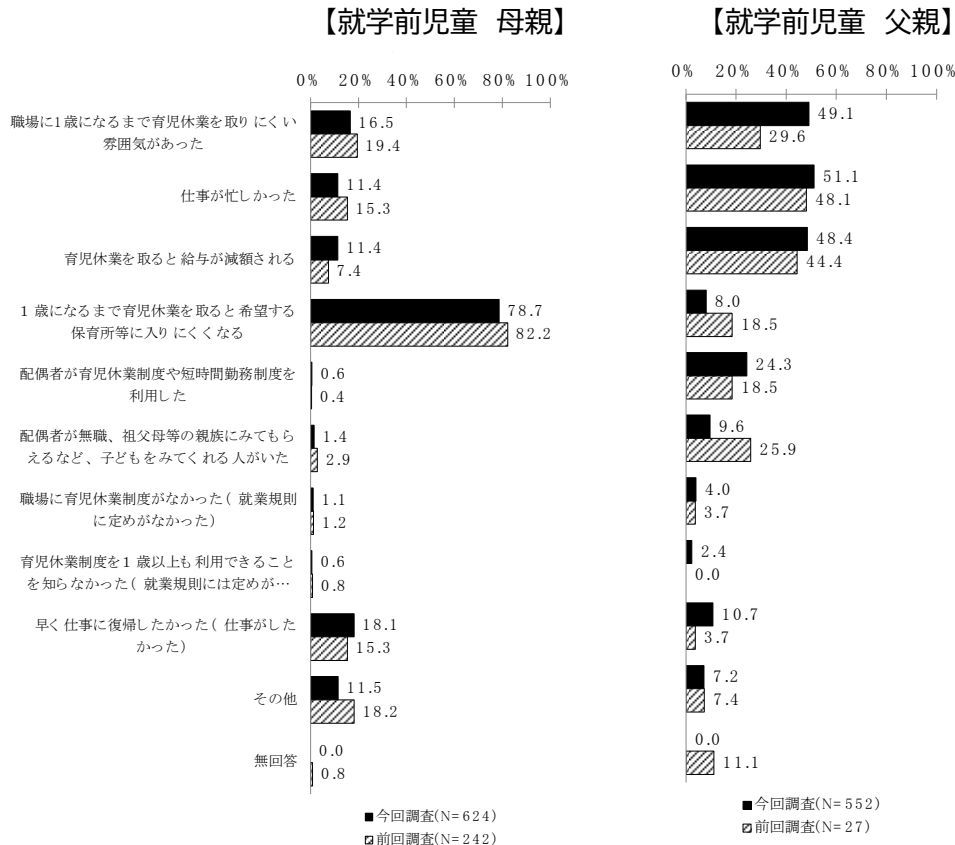
父親では「取得していない」の割合が81.2%と最も多くなっています。

育児休業後の実際の復帰時期が0歳の間と回答した方が、1歳まで取得しなかった（できなかった）理由では、母親は「1歳になるまで育児休業を取ると希望する保育所等に入りにくくなる」の割合が78.7%と最も高くなっています。

〔取得状況〕



〔育児休業後の実際の復帰時期が0歳の間と回答した方が、1歳まで取得しなかった（できなかった）理由〕(複数回答)



⑩児童の傷病時の対応と病児・病後児のための保育施設等の利用状況と利用希望

「あった」の割合が82.3%、「なかった」の割合が17.7%となっています。

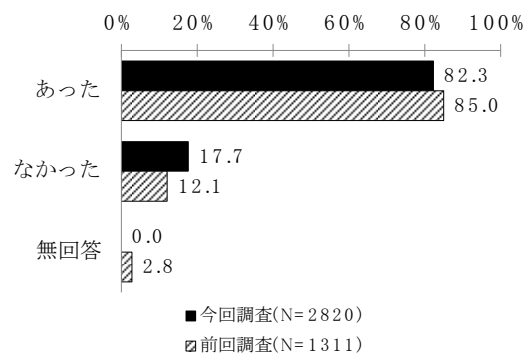
利用できなかったときの対処方法は「母親が休んだ」の割合が79.1%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が38.5%となっています。

病児・病後児保育施設等の利用希望は「できれば利用したい」の割合が41.6%、「利用したいと思わない」の割合が58.4%となっています。

5年前と比べてともに、大きな変化はみられません。

〔病気やケガで幼稚園、保育所、認定こども園の施設やサービスを利用できなかったことの有無〕

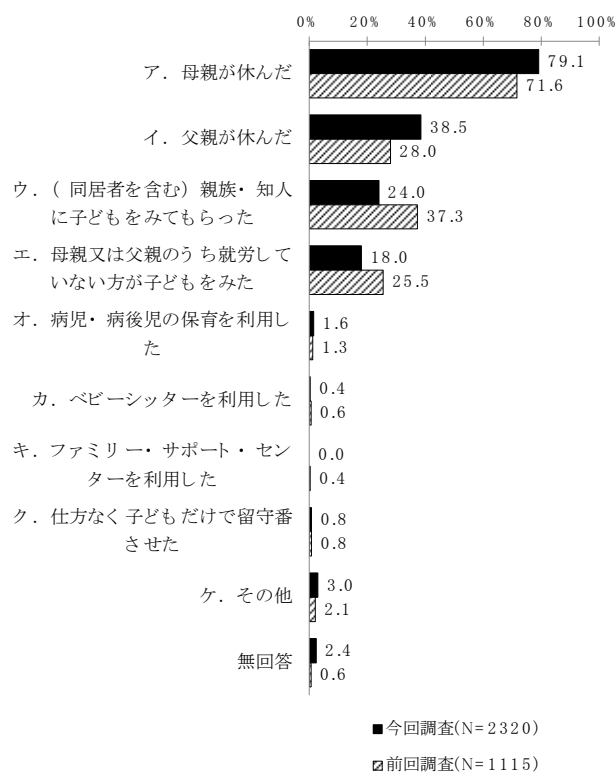
【就学前児童】



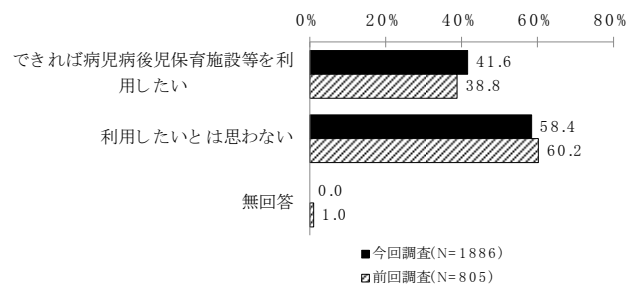
〔利用できなかったときの直近1年間の対処方法〕

〔病児・病後児保育施設等の利用希望〕

【就学前児童】(複数回答)



【就学前児童】



①不定期な幼稚園・保育所・認定こども園等での一時預かりの利用希望と利用目的

利用希望は、「利用する必要がある」の割合が44.7%、「利用する必要はない」の割合が53.5%となっています。

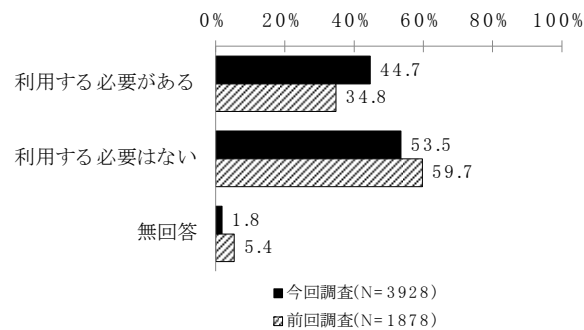
5年前と比べて、「利用する必要はない」の割合が減少し、「利用する必要がある」の割合が増加しています。

利用目的をみると「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」の割合が63.0%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」の割合が57.9%、「不定期の就労」の割合が25.2%となっています。

5年前と比べて、大きな変化はみられません。

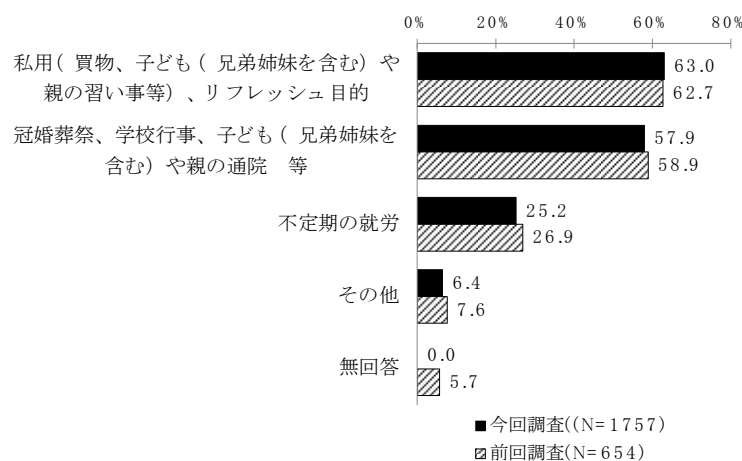
〔利用希望〕

【就学前児童】



〔利用目的〕(複数回答)

【就学前児童】



⑫小学校就学後の放課後の過ごし方の希望や状況

就学前児童では、小学生（低学年）になった場合の過ごし方の希望では「学童保育」の割合が55.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が45.1%、「習い事」の割合が33.9%となっています。小学生（高学年）になった場合の過ごし方の希望では「自宅」の割合が65.1%と最も高く、次いで「習い事」の割合が58.8%、「学童保育」の割合が25.9%となっています。

5年前と比べて、「学童保育」の割合が増えています。

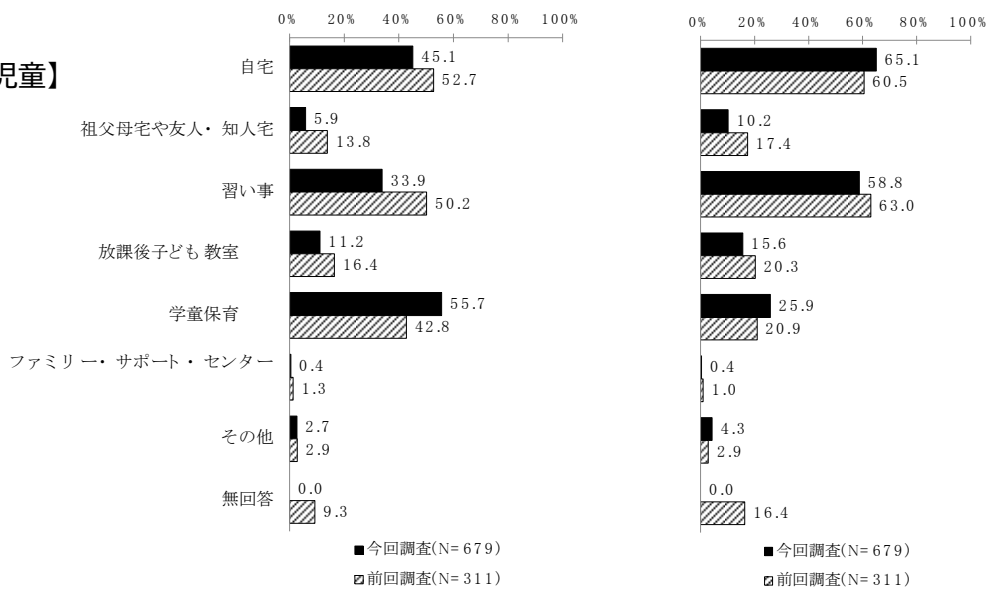
小学生では低学年、高学年とも「自宅」の割合が最も高くなっています。

5年前と比べて、低学年の「学童保育」の割合が増えています。

〔小学校低学年になった場合の過ごし方の希望〕(複数回答)

〔小学校高学年になった場合の過ごし方の希望〕(複数回答)

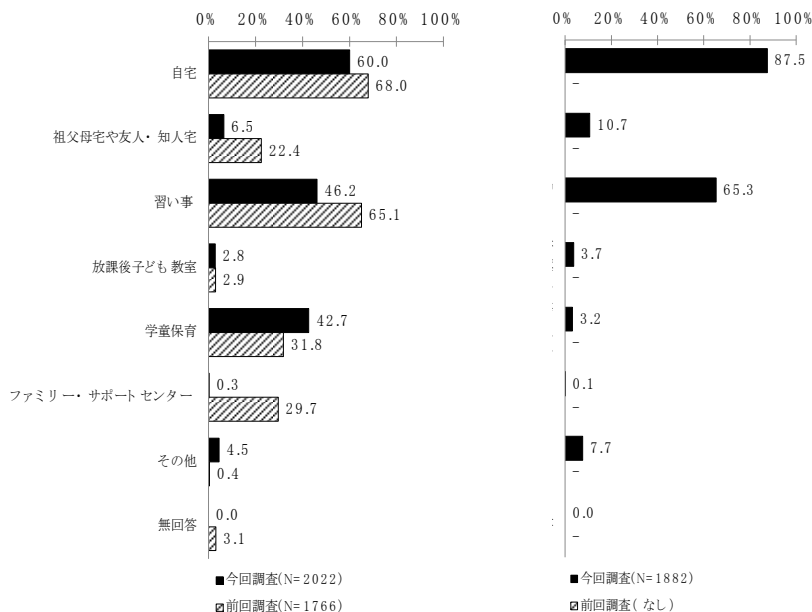
【就学前児童】



〔小学生低学年の過ごし方の状況〕(複数回答)

〔小学生高学年の過ごし方の状況〕(複数回答)

【小学生】

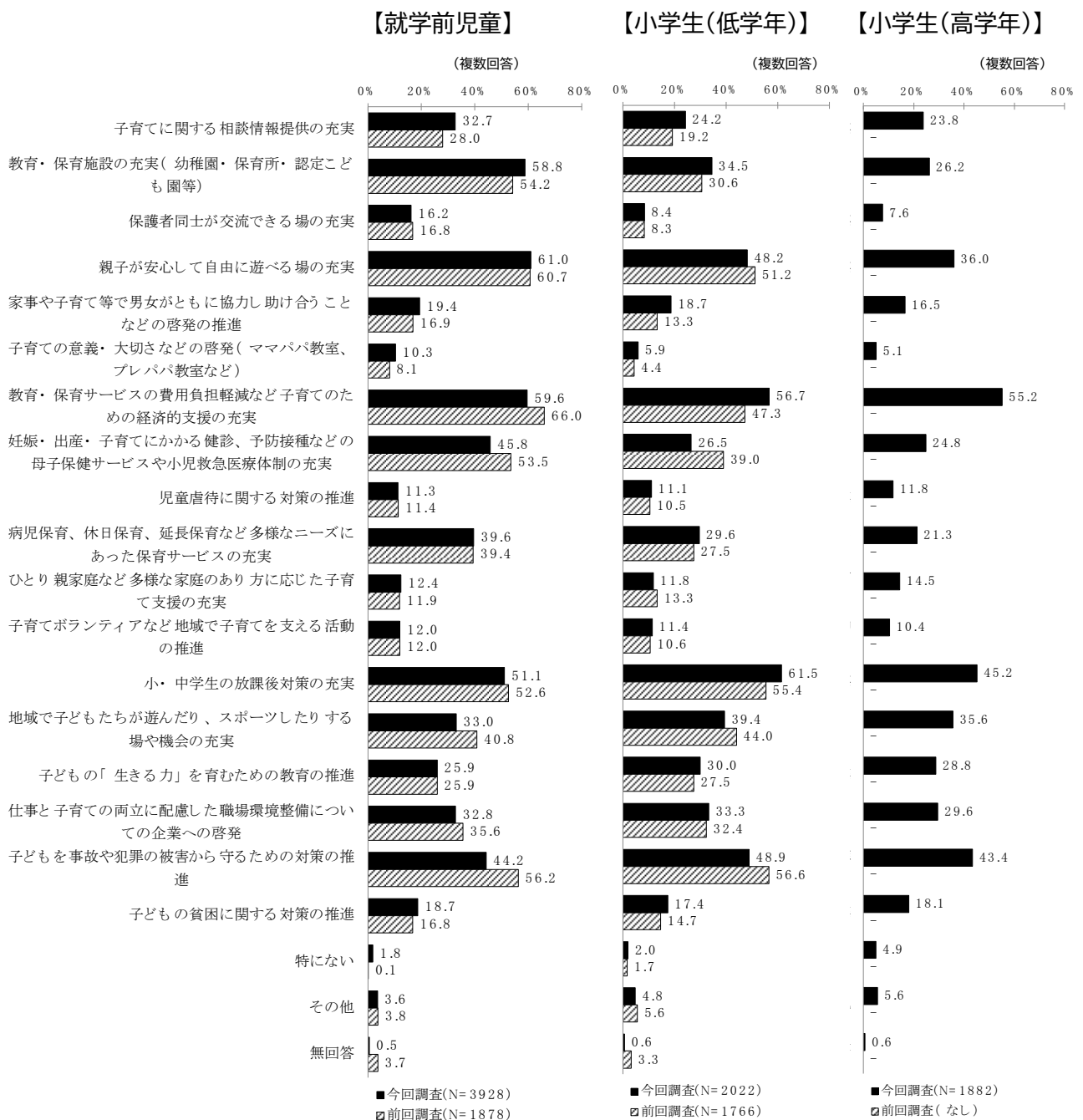


⑬子育て支援サービスに望むもの

就学前児童では、「親子が安心して自由に遊べる場の充実」の割合が61.0%と最も高く、次いで「教育・保育サービスの費用負担軽減など子育てのための経済的支援の充実」の割合が59.6%となっています。

5年前と比べて、「教育・保育施設の充実（幼稚園・保育所・認定こども園等）」の割合が増えています。

小学生（低学年）では、「小・中学生の放課後対策の充実」の割合が61.5%と最も高く、5年前と比べて、「教育・保育サービスの費用負担軽減など子育てのための経済的支援の充実」の割合が増えています。小学生（高学年）では「教育・保育サービスの費用負担軽減など子育てのための経済的支援の充実」の割合が55.2%と最も高くなっています。



第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望を踏まえ、計画期間である今後5年間の需要（量の見込み）を推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

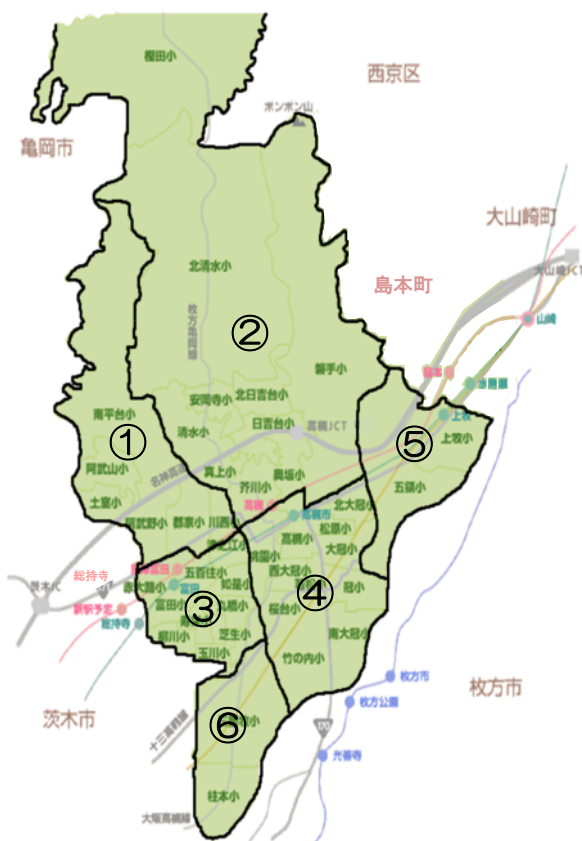
2 教育・保育提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給量を見込むものであり、区域ごとでの施設や事業の利用が制限されるものではありません。

(2)教育・保育提供区域について



高槻市域を大きく、JRを境に南北と芥川を境に東西に分け、さらに五領・上牧地域と三箇牧・柱本地域を独立した区域として計6区域とし、区域割には小学校区での境界をもって設定しました。

①JR以北・芥川以西 区域

(第二中学校区の一部<川西小学校区、郡家小学校区>、川西中学校区の一部<川西小学校区>、阿武野中学校区、阿武山中学校区)

②JR以北・芥川以東 区域

(第二中学校区の一部<芥川小学校区、真上小学校区>、川西中学校区の一部<芥川小学校区>、第八中学校区、第九中学校区、芝谷中学校区)

③JR以南・芥川以西 区域

(川西中学校区の一部<津之江小学校区>、第四中学校区、如是中学校区、第三中学校区、柳川中学校区)

④JR以南・芥川以東 区域

(第一中学校区、第六中学校区、冠中学校区、第十中学校区、城南中学校区)

⑤五領・上牧 区域 (五領中学校区)

⑥三箇牧・柱本 区域 (第七中学校区)

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期

(1)表の見方

		令和7年度				
		1号	2号		3号	
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
■推計児童数			(※2)			
①量の見込み						
②確保方策	合計					
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計					
	認定こども園					
	幼稚園					
	保育所					
	新制度未移行幼稚園 計					
	私立幼稚園(本市)					
	私立幼稚園(他市)					
特定地域型保育事業						
その他の認可外保育施設	(※3)					
③過不足量(②-①)						

※1 認定区分ごとに、量の見込み及び確保方策を設定します。

1号認定：満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども（認定こども園、幼稚園を利用）

2号認定：満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所を利用）

3号認定：満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所、特定地域型保育事業を利用）

なお、1号認定には新制度に移行していない幼稚園希望分を含みます。

※2 2号認定は、保育を必要とする就学前の子どもとなりますが、このうち幼稚園の利用希望が強いものの確保方策については幼稚園及び認定こども園での対応を基本とします。

※3 施設ごとに量の見込みに対する確保方策を設定します。

特定教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所の確保数

新制度未移行幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の確保数

特定地域型保育事業：小規模保育事業、事業所内保育事業等の確保数

その他の認可外保育施設：高槻認定こども園分室、協定を締結している認可外保育施設等の確保数

(注) 次ページから示している量の見込み及び確保方策の人数合計、過不足量については、小数点の端数処理の関係で合わない場合があります。また、量の見込みについて、6区域の合計と全市の数値がアンケート調査の関係で合わない形となります。

(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容

《全市》

(単位:人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	7,327			2,236	2,228	2,150	6,986			2,217	2,140	2,099	
①量の見込み	2,750	4,114		1,564	1,519	596	2,491	4,066		1,565	1,528	582	
②確保 方策	合計	6,039		3,763	1,341	1,188	580	5,610		3,842	1,425	1,272	602
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	3,539	129	3,542	891	751	396	3,110	208	3,542	891	751	396
	認定こども園	1,354	39	2,194	579	479	258	1,480	158	2,194	579	479	258
	幼稚園	2,185	90	0	0	0	0	1,630	50	0	0	0	0
	保育所	0	0	1,348	312	272	138	0	0	1,348	312	272	138
	新制度未移行幼稚園 計	2,500	0	0	0	0	0	2,500	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	2,135	0	0	0	0	0	2,135	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	365	0	0	0	0	0	365	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	415	402	159	0	0	0	499	486	181	
その他の認可外保育施設	0	0	92	35	35	25	0	0	92	35	35	25	
③過不足量(②-①)	3,289	▲ 351		▲ 223	▲ 331	▲ 16	3,119	▲ 224		▲ 140	▲ 256	20	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	6,818			2,133	2,092	2,055	6,551			2,089	2,052	2,011	
①量の見込み	2,431	3,969		1,574	1,494	570	2,336	3,813		1,539	1,465	558	
②確保 方策	合計	5,286		3,991	1,491	1,338	622	4,716		4,056	1,509	1,356	624
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	2,786	357	3,542	891	751	396	2,216	422	3,542	891	751	396
	認定こども園	1,576	307	2,272	597	497	264	1,636	372	2,494	645	539	282
	幼稚園	1,210	50	0	0	0	0	580	50	0	0	0	0
	保育所	0	0	1,270	294	254	132	0	0	1,048	246	212	114
	新制度未移行幼稚園 計	2,500	0	0	0	0	0	2,500	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	2,135	0	0	0	0	0	2,135	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	365	0	0	0	0	0	365	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	565	552	201	0	0	0	583	570	203	
その他の認可外保育施設	0	0	92	35	35	25	0	0	92	35	35	25	
③過不足量(②-①)	2,855	22		▲ 83	▲ 156	52	2,380	243		▲ 30	▲ 109	66	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	6,414			2,049	2,007	1,962	
①量の見込み	2,287	3,733		1,510	1,433	544	
②確保 方策	合計	4,716		4,056	1,509	1,356	624
	(内訳)						
	特定教育・保育施設 計	2,216	422	3,542	891	751	396
	認定こども園	1,636	372	2,494	645	539	282
	幼稚園	580	50	0	0	0	0
	保育所	0	0	1,048	246	212	114
	新制度未移行幼稚園 計	2,500	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	2,135	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	365	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	583	570	203	
その他の認可外保育施設	0	0	92	35	35	25	
③過不足量(②-①)	2,429	323		▲ 1	▲ 77	80	

《①JR以北・芥川以西 区域》

(単位:人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	979			338	333	331	973			334	330	329	
①量の見込み	235	692		239	232	95	213	684		239	233	93	
②確保方策	合計	591		629	211	183	92	281		659	227	199	98
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	481	39	590	179	154	77	171	69	590	179	154	77
	認定こども園	96	39	285	102	87	46	171	69	285	102	87	46
	幼稚園	385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	305	77	67	31	0	0	305	77	67	31
	新制度未移行幼稚園 計	110	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	110	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	32	29	15	0	0	0	48	45	21	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	356	▲ 63		▲ 28	▲ 49	▲ 3	68	▲ 25		▲ 12	▲ 34	5	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	994			331	330	332	1,004			336	319	331	
①量の見込み	208	668		240	228	91	200	642		235	224	89	
②確保方策	合計	281		659	235	207	101	296		664	235	207	101
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	171	69	590	179	154	77	186	74	590	179	154	77
	認定こども園	171	69	285	102	87	46	186	74	427	132	113	58
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	305	77	67	31	0	0	163	47	41	19
	新制度未移行幼稚園 計	110	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	110	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	56	53	24	0	0	0	56	53	24	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	73	▲ 9		▲ 5	▲ 21	10	96	22		0	▲ 17	12	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	998			328	329	328	
①量の見込み	195	628		231	219	87	
②確保方策	合計	296		664	235	207	101
	(内訳)						
	特定教育・保育施設 計	186	74	590	179	154	77
	認定こども園	186	74	427	132	113	58
	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	163	47	41	19
	新制度未移行幼稚園 計	110	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	110	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	56	53	24	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	101	36		4	▲ 12	14	

《②JR以北・芥川以東 区域》

(単位:人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	2,112			583	594	566	1,937			593	567	545	
①量の見込み	909	1,110		400	389	152	823	1,097		401	391	149	
②確保方策	合計	1,729		982	351	312	157	1,610		1,031	367	328	163
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	1,046	40	922	239	205	108	927	89	922	239	205	108
	認定こども園	701	0	645	178	151	81	752	89	645	178	151	81
	幼稚園	345	40	0	0	0	0	175	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	277	61	54	27	0	0	277	61	54	27
	新制度未移行幼稚園 計	683	0	0	0	0	0	683	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	675	0	0	0	0	0	675	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	8	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	102	97	39	0	0	0	118	113	45	
その他の認可外保育施設	0	0	20	10	10	10	0	0	20	10	10	10	
③過不足量(②-①)	820	▲128		▲49	▲77	5	787	▲66		▲34	▲63	14	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	1,828			558	554	531	1,738			549	532	520	
①量の見込み	804	1,071		403	382	146	772	1,029		394	375	143	
②確保方策	合計	1,515		1,091	383	344	169	1,515		1,091	383	344	169
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	832	149	922	239	205	108	832	149	922	239	205	108
	認定こども園	797	149	723	196	169	87	797	149	723	196	169	87
	幼稚園	35	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	199	43	36	21	0	0	199	43	36	21
	新制度未移行幼稚園 計	683	0	0	0	0	0	683	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	675	0	0	0	0	0	675	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	8	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	134	129	51	0	0	0	134	129	51	
その他の認可外保育施設	0	0	20	10	10	10	0	0	20	10	10	10	
③過不足量(②-①)	711	20		▲20	▲38	23	743	62		▲11	▲31	26	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	1,708			525	515	508	
①量の見込み	756	1,007		386	367	139	
②確保方策	合計	1,515		1,091	383	344	169
	(内訳)						
	特定教育・保育施設 計	832	149	922	239	205	108
	認定こども園	797	149	723	196	169	87
	幼稚園	35	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	199	43	36	21
	新制度未移行幼稚園 計	683	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	675	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	8	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	134	129	51	
その他の認可外保育施設	0	0	20	10	10	10	
③過不足量(②-①)	759	84		▲3	▲23	30	

《③JR以南・芥川以西 区域》

(単位:人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	1,629			506	496	479	1,527			490	476	473	
①量の見込み	652	707		280	272	112	590	698		280	274	109	
②確保 方策	合計	1,718		664	247	213	95	1,718		664	263	229	101
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	859	0	634	143	110	60	859	0	634	143	110	60
	認定こども園	54	0	316	83	60	36	54	0	316	83	60	36
	幼稚園	805	0	0	0	0	0	805	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	318	60	50	24	0	0	318	60	50	24
	新制度未移行幼稚園 計	859	0	0	0	0	0	859	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	700	0	0	0	0	0	700	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	159	0	0	0	0	0	159	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	94	93	35	0	0	0	110	109	41	
その他の認可外保育施設	0	0	30	10	10	0	0	0	30	10	10	0	
③過不足量(②-①)	1,066	▲ 43		▲ 33	▲ 59	▲ 17	1,128	▲ 34		▲ 17	▲ 45	▲ 8	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	1,520			478	464	463	1,455			466	467	452	
①量の見込み	576	681		282	268	107	553	654		276	263	105	
②確保 方策	合計	1,718		664	279	245	107	1,133		724	279	245	107
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	859	0	634	143	110	60	274	60	634	143	110	60
	認定こども園	54	0	316	83	60	36	99	60	396	101	76	42
	幼稚園	805	0	0	0	0	0	175	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	318	60	50	24	0	0	238	42	34	18
	新制度未移行幼稚園 計	859	0	0	0	0	0	859	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	700	0	0	0	0	0	700	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	159	0	0	0	0	0	159	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	126	125	47	0	0	0	126	125	47	
その他の認可外保育施設	0	0	30	10	10	0	0	0	30	10	10	0	
③過不足量(②-①)	1,142	▲ 17		▲ 3	▲ 23	0	580	70		3	▲ 18	2	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	1,428			460	452	435	
①量の見込み	542	641		271	257	102	
②確保 方策	合計	1,133		724	279	245	107
	(内訳)						
	特定教育・保育施設 計	274	60	634	143	110	60
	認定こども園	99	60	396	101	76	42
	幼稚園	175	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	238	42	34	18
	新制度未移行幼稚園 計	859	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	700	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	159	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	126	125	47	
その他の認可外保育施設	0	0	30	10	10	0	
③過不足量(②-①)	591	83		8	▲ 12	5	

《④JR以南・芥川以東 区域》

(単位:人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	2,128			666	648	627	2,080			639	628	606	
①量の見込み	857	1,252		536	520	193	777	1,238		536	524	188	
②確保方策	合計	1,851		441	403	192	1,851		469	431	193		
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	1,040	50	1,037	247	213	110	1,040	50	1,037	247	213	110
	認定こども園	390	0	625	143	120	60	390	0	625	143	120	60
	幼稚園	650	50	0	0	0	0	650	50	0	0	0	0
	保育所	0	0	412	104	93	50	0	0	412	104	93	50
	新制度未移行幼稚園 計	811	0	0	0	0	0	811	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	760	0	0	0	0	0	760	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	51	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	179	175	67	0	0	0	207	203	68	
その他の認可外保育施設	0	0	38	15	15	15	0	0	38	15	15	15	
③過不足量(②-①)	994	▲127		▲95	▲117	▲1	1,074	▲113		▲67	▲93	5	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	1,985			626	597	588	1,920			594	592	572	
①量の見込み	757	1,208		540	512	184	729	1,161		527	501	179	
②確保方策	合計	1,622		495	457	198	1,622		513	475	200		
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	811	139	1,037	247	213	110	811	139	1,037	247	213	110
	認定こども園	441	89	625	143	120	60	441	89	625	143	120	60
	幼稚園	370	50	0	0	0	0	370	50	0	0	0	0
	保育所	0	0	412	104	93	50	0	0	412	104	93	50
	新制度未移行幼稚園 計	811	0	0	0	0	0	811	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	760	0	0	0	0	0	760	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	51	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	233	229	73	0	0	0	251	247	75	
その他の認可外保育施設	0	0	38	15	15	15	0	0	38	15	15	15	
③過不足量(②-①)	865	6		▲45	▲55	14	893	53		▲14	▲26	21	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	1,839			593	578	559	
①量の見込み	713	1,137		516	491	176	
②確保方策	合計	1,622		513	475	200	
	(内訳)						
	特定教育・保育施設 計	811	139	1,037	247	213	110
	認定こども園	441	89	625	143	120	60
	幼稚園	370	50	0	0	0	0
	保育所	0	0	412	104	93	50
	新制度未移行幼稚園 計	811	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	760	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	51	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	251	247	75	
その他の認可外保育施設	0	0	38	15	15	15	
③過不足量(②-①)	909	77		▲3	▲16	24	

《⑤五領・上牧 区域》

(単位:人)

	令和7年度						令和8年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	322			92	106	96	312			106	93	94	
①量の見込み	59	175		66	64	26	53	173		66	64	26	
②確保方策	合計	78	171		52	43	24	78	171		60	51	27
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	48	0	167	44	35	21	48	0	167	44	35	21
	認定こども園	48	0	131	34	27	15	48	0	131	34	27	15
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	36	10	8	6	0	0	36	10	8	6
	新制度未移行幼稚園 計	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	8	8	3	0	0	0	16	16	6	
その他の認可外保育施設	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	
③過不足量(②-①)	19	▲ 4		▲ 14	▲ 21	▲ 2	25	▲ 2		▲ 6	▲ 13	1	

	令和9年度						令和10年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	318			89	95	91	284			93	93	87	
①量の見込み	52	168		66	63	25	50	162		65	62	25	
②確保方策	合計	78	171		60	51	27	78	171		60	51	27
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	48	0	167	44	35	21	48	0	167	44	35	21
	認定こども園	48	0	131	34	27	15	48	0	131	34	27	15
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	36	10	8	6	0	0	36	10	8	6
	新制度未移行幼稚園 計	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	16	16	6	0	0	0	16	16	6	
その他の認可外保育施設	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	
③過不足量(②-①)	26	3		▲ 6	▲ 12	2	28	9		▲ 5	▲ 11	2	

	令和11年度						
	1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	290			93	82	84	
①量の見込み	49	158		64	60	24	
②確保方策	合計	78	171		60	51	27
	(内訳)						
	特定教育・保育施設 計	48	0	167	44	35	21
	認定こども園	48	0	131	34	27	15
	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	36	10	8	6
	新制度未移行幼稚園 計	30	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	30	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	16	16	6	
その他の認可外保育施設	0	0	4	0	0	0	
③過不足量(②-①)	29	13		▲ 4	▲ 9	3	

《⑥三箇牧・柱本 区域》

(単位:人)

	令和7年度					令和8年度							
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	157					157							
①量の見込み	38	178		43	42	18	35	176		43	42	17	
②確保 方策	合計	72		192			39		34			20	
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	65	0	192	39	34	20	65	0	192	39	34	20
	認定こども園	65	0	192	39	34	20	65	0	192	39	34	20
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園 計	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	34	14		▲4	▲8	2	37	16		▲4	▲8	3	

	令和9年度					令和10年度							
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
■推計児童数	173					150							
①量の見込み	34	173		43	41	17	32	165		42	40	17	
②確保 方策	合計	72		192			39		34			20	
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	65	0	192	39	34	20	65	0	192	39	34	20
	認定こども園	65	0	192	39	34	20	65	0	192	39	34	20
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園 計	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	38	19		▲4	▲7	3	40	27		▲3	▲6	3	

	令和11年度												
	1号	2号		3号									
		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳							
■推計児童数	151												
①量の見込み	32	162		42	39	16							
②確保 方策	合計	72		192			39		34			20	
	(内訳)												
	特定教育・保育施設 計	65	0	192	39	34	20	65	0	192	39	34	20
	認定こども園	65	0	192	39	34	20	65	0	192	39	34	20
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園 計	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	40	30		▲3	▲5	4							

《今後の確保方策(実施時期等)》

第3次高槻市立認定こども園配置計画の取り組みに加えて、施設を整備する場合の内容を記載しています。

(単位:か所)

区域	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
全市	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	10	8	2	0	20
①JR以北・芥川以西区域	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	2	1	0	0	3
②JR以北・芥川以東区域	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	2	2	0	0	4
③JR以南・芥川以西区域	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	2	2	0	0	4
④JR以南・芥川以東区域	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	3	3	2	0	8
⑤五領・上牧区域	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	1	0	0	0	1
⑥三箇牧・柱本区域	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

入所状況を勘案しながら、必要な整備に努めていきます。

(3)既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の推進について

認定こども園は、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、将来の教育・保育需要に柔軟に対応していくため、今後も既存の幼稚園及び保育所について、認定こども園への移行を推進します。

なお、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園への移行を希望する場合については認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定を行うものとします。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期

(1)提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育提供区域である6区域を基本としますが、利用実態が異なることから、事業ごとに次のとおり設定します。

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
②時間外保育事業(延長保育事業)	教育・保育提供区域(6区域)
③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※1	市内全域(市内1区域)
④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※1	市内全域(市内1区域)
⑤放課後児童健全育成事業	教育・保育提供区域(6区域)
⑥子育て短期支援事業	市内全域(市内1区域)
⑦乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市内全域(市内1区域)
⑧-1養育支援訪問事業(子育て相談訪問事業)	市内全域(市内1区域)
⑧-2子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 ※1 (要保護児童対策事業)	市内全域(市内1区域)
⑧-3子育て世帯訪問支援事業	市内全域(市内1区域)
⑧-4児童育成支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑧-5親子関係形成支援事業	市内全域(市内1区域)
⑨地域子育て支援拠点事業	教育・保育提供区域(6区域)
⑩一時預かり事業	教育・保育提供区域(6区域)
⑪病児保育事業	教育・保育提供区域(6区域)
⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ※就学児童のみ	市内全域(市内1区域)
⑬妊婦健康診査	市内全域(市内1区域)
⑭産後ケア事業	市内全域(市内1区域)
⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)※2	市内全域(市内1区域)

※1 量の見込み及び確保方策の算出対象外

※2 令和8年度以降は乳児等のための支援給付として位置づけ

(注) 次ページから示している量の見込み及び確保方策の人数合計、過不足量については、小数点の端数処理の関係で合わない場合があります。また、量の見込みについて、6区域の合計と全市の数値がアンケート調査内容の関係で合わない形となります。

(2)量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期

①利用者支援事業

【事業内容】

妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。このうち地域子育て相談機関は、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる機関として、子育て世帯との接点や状況把握の機会を増やし、子育て世帯の不安解消等を図ります。

【量の見込み及び確保方策】

《基本型》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	19	19	19	19	19
確保方策(か所)	3	7	12	17	19

※地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	18	18	18	18	18
確保方策(か所)	2	6	11	16	18

《特定型》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

《こども家庭センター型》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

《妊婦等包括相談支援事業型》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数 2,150 1組あたり面談回数3回 面談実施合計 6,450回	妊娠届出数 2,099 1組あたり面談回数3回 面談実施合計 6,297回	妊娠届出数 2,055 1組あたり面談回数3回 面談実施合計 6,165回	妊娠届出数 2,011 1組あたり面談回数3回 面談実施合計 6,033回	妊娠届出数 1,962 1組あたり面談回数3回 面談実施合計 5,886回
確保方策	こども家庭センター				
	6,450回	6,297回	6,165回	6,033回	5,886回

【今後の方向性】

基本型について、子育て総合支援センターに1か所、地域子育て相談機関については、地域において身近な相談機関となるよう、概ね中学校区に1か所設置していきます。特定型について引き続き市役所に1か所、そしてこども家庭センター型について子育て総合支援センター及び高槻子ども未来館に一体的な相談支援を行う機関を1か所設置していきます。また、妊婦等包括相談支援事業型については、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援を行ってまいります。

②時間外保育事業(延長保育事業)

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)		4,113	3,941	3,846	3,695	3,618
② 確保方策	実人数(人)	6,549	6,739	6,891	6,929	6,929
	施設数(か所)	113	123	131	133	133
過不足量:②-①(人)		2,436	2,798	3,045	3,234	3,311

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)		829	794	775	745	729
② 確保方策	実人数(人)	1,112	1,150	1,169	1,169	1,169
	施設数(か所)	13	15	16	16	16
過不足量:②-①(人)		283	356	394	424	440

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)		960	919	897	862	844
② 確保方策	実人数(人)	1,720	1,758	1,796	1,796	1,796
	施設数(か所)	29	31	33	33	33
過不足量:②-①(人)		760	839	899	934	952

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)		647	620	605	581	569
② 確保方策	実人数(人)	1,165	1,203	1,241	1,241	1,241
	施設数(か所)	24	26	28	28	28
過不足量:②-①(人)		518	583	636	660	672

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)		1,358	1,302	1,270	1,220	1,195
② 確保方策	実人数(人)	1,981	2,038	2,095	2,133	2,133
	施設数(か所)	40	43	46	48	48
過不足量:②-①(人)		623	736	825	913	938

《⑤五領・上牧 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)		125	120	117	113	110
② 確保方策	実人数(人)	286	305	305	305	305
	施設数(か所)	4	5	5	5	5
過不足量:②-①(人)		161	185	188	192	195

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人)		194	186	181	174	171
② 確保方策	実人数(人)	285	285	285	285	285
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
過不足量:②-①(人)		91	99	104	111	114

【今後の方向性】

特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の確保にあわせて、本事業も確保される仕組みであり、今後、教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保方策に適宜取り組む中で、本事業を実施していきます。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

令和元年10月より実施している「幼児教育・保育の無償化」の一環として、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍している園児（いわゆる低所得世帯の子又は第3子以降の子に限る）に係る副食材料費相当額を減免補助する事業を実施しています。

個々の直接的な利用に係る費用の助成については、本市での利用措置等の軽減措置の状況等に注視しながら検討していきます。

④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

- (1) 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
- (2) 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助するための事業です。

【今後の方向性】

本市では、就学前児童の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事業者と連携して事業を推進して子育て支援の充実を図っています。

また、平成28年度から「認定こども園特別支援教育・保育経費」（健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業）を実施しています。

⑤放課後児童健全育成事業

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

市立小学校内に設置された市立学童保育室と、市長に届出を行った事業者が運営する民間学童保育室があります。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
■推計児童数(人)	16,727	16,302	15,756	15,204	14,768
① 量の見込み(人)	4,297	4,531	4,643	4,488	4,298
1年生	1,456	1,417	1,360	1,379	1,276
2年生	1,331	1,431	1,413	1,315	1,332
3年生	1,136	1,236	1,348	1,273	1,183
4年生	218	243	291	294	278
5年生	124	164	181	182	184
6年生	32	40	50	45	45
② 確保方策					
実人数(人)	4,122	4,242	4,322	4,362	4,362
施設数(か所)	102	105	107	108	108
過不足量:②-①(人)	▲175	▲289	▲321	▲126	64

《①JR以北・芥川以西 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
■推計児童数(人)	2,480	2,335	2,174	2,075	2,055
① 量の見込み(人)	637	649	641	613	598
1年生	216	203	188	188	178
2年生	197	205	195	179	185
3年生	168	177	186	174	165
4年生	32	35	40	40	39
5年生	18	23	25	25	26
6年生	5	6	7	6	6
② 確保方策					
実人数(人)	577	617	617	617	617
施設数(か所)	14	15	15	15	15
過不足量:②-①(人)	▲60	▲32	▲24	4	19

《②JR以北・芥川以東 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
■推計児童数(人)	5,259	5,103	4,908	4,582	4,326
① 量の見込み(人)	1,351	1,418	1,446	1,353	1,259
1年生	458	444	424	416	374
2年生	418	448	440	396	390
3年生	357	387	420	384	347
4年生	69	76	91	89	81
5年生	39	51	56	55	54
6年生	10	13	16	14	13
② 確保方策					
実人数(人)	1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
施設数(か所)	32	32	32	32	32
過不足量:②-①(人)	▲56	▲123	▲151	▲58	36

《③JR以南・芥川以西 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
■推計児童数(人)	3,338	3,369	3,283	3,239	3,181
① 量の見込み(人)	857	936	967	956	926
1年生	291	293	283	294	275
2年生	266	296	294	280	287
3年生	227	255	281	271	255
4年生	44	50	61	63	60
5年生	25	34	38	39	40
6年生	6	8	10	10	10
② 確保方策					
実人数(人)	760	840	880	920	920
施設数(か所)	19	21	22	23	23
過不足量:②-①(人)	▲97	▲96	▲87	▲36	▲6

《④JR以南・芥川以東 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
■推計児童数(人)	4,792	4,645	4,540	4,407	4,295
① 量の見込み(人)	1,231	1,291	1,338	1,301	1,250
1年生	417	404	392	400	371
2年生	381	408	407	381	387
3年生	325	352	388	369	344
4年生	62	69	84	85	81
5年生	36	47	52	53	54
6年生	9	11	14	13	13
② 確保方策					
実人数(人)	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
施設数(か所)	31	31	31	31	31
過不足量:②-①(人)	19	▲41	▲88	▲51	0

《⑤五領・上牧 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
■推計児童数(人)	513	520	537	571	580
① 量の見込み(人)	132	145	158	169	169
1年生	45	45	46	52	50
2年生	41	46	48	49	52
3年生	35	39	46	48	46
4年生	7	8	10	11	11
5年生	4	5	6	7	7
6年生	1	1	2	2	2
② 確保方策					
実人数(人)	120	120	160	160	160
施設数(か所)	3	3	4	4	4
過不足量:②-①(人)	▲12	▲25	2	▲9	▲9

《⑥三箇牧・柱本 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
■推計児童数(人)	345	330	314	330	331
① 量の見込み(人)	89	92	93	97	96
1年生	30	29	27	30	29
2年生	27	29	28	29	30
3年生	23	25	27	28	27
4年生	4	5	6	6	6
5年生	3	3	4	4	4
6年生	1	1	1	1	1
② 確保方策					
実人数(人)	120	120	120	120	120
施設数(か所)	3	3	3	3	3
過不足量:②-①(人)	31	28	27	23	24

《今後の確保方策(実施時期等)》

- (1) 市立学童保育室については、定員を超える申請があった場合、引き続き基準条例に基づき、最大60人までの臨時定員を設定します。
- (2) 民間学童保育室については、待機児童の解消や高学年児童の受入れ、多様な保育サービスの提供に対応するため、次の表のとおり、設置促進に取り組みます。なお、将来的に児童数の減少が見込まれることから、校区ごとの入室実績に応じ、適宜、設置する区域、数及び実施時期を精査して取り組むこととします。

(単位:か所)

区域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
全市	3	2	1	0	6
① JR以北・芥川以西区域	1	0	0	0	1
② JR以北・芥川以東区域	0	0	0	0	0
③ JR以南・芥川以西区域	2	1	1	0	4
④ JR以南・芥川以東区域	0	0	0	0	0
⑤ 五領・上牧区域	0	1	0	0	1
⑥ 三箇牧・柱本区域	0	0	0	0	0

【その他の取組】

- (1) 特別な配慮を必要とする児童については、入室状況に応じた指導員の加配などの対応を行っています。引き続き、職員研修などを行いながら、受入体制確保に取り組みます。
- (2) 開室時間については、全ての学童保育室において、平日19時まで延長して保育を実施しており、引き続き、延長保育の実施に取り組みます。
- (3) 利用者等への周知については、保護者との日常的な情報交換に加え、懇談会や入室説明会などを実施しています。引き続き、それらの機会を通じ、事業内容に係る情報提供・共有に努めるとともに、民間学童保育室に係る広報活動などに取り組みます。

【今後の方向性】

引き続き、待機児童の解消や高学年児童の受入れ、多様な保育サービスの提供に対応するため、民間学童保育室の設置に努めていきます。

⑥子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育及び保護を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)		71	69	67	65	64
確保方策	委託機関(か所)	6	6	6	6	6
	委託人数(人日)	90	90	90	90	90

【今後の方向性】

引き続き、関係機関及び児童養護施設等との連携を図り、保護者の状況に応じて養育の支援ができるよう取り組みます。

⑦乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【事業内容】

原則として生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
各年度0歳推計人口(人)		2,150	2,099	2,055	2,011	1,962
量の見込み(人)		2,150	2,099	2,055	2,011	1,962
確保方策	実施体制	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問
	実施機関	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター

【今後の方向性】

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とするため、引き続き、家庭訪問を実施し、孤立化の防止や健全な育成環境の確保に努めます。

⑧-1 養育支援訪問事業(子育て相談訪問事業)

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等（以下、「要支援児童等」といいます。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		317	317	317	317	317
確保方策	実施体制	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問
	実施機関	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター

【今後の方向性】

引き続き、訪問活動を通じて育児の悩み相談等に対する助言を行い、適切な養育の実施の確保に努めます。

⑧-2 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業(要保護児童対策事業)

【事業内容】

高槻市児童虐待等防止連絡会議（子どもを守るための地域ネットワーク）は、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応をはじめ、要保護児童及びその保護者等に関する様々な問題について適切に対応するため、必要な情報の共有や支援内容の協議等、関係機関との連携を図り、継続した支援に取り組みます。

【現状】

- ・児童福祉、保健医療、教育等の児童に関わる関係機関との連携を図り、支援が必要な家庭の早期把握に努めています。
- ・市児童虐待等防止連絡会議において、要保護児童等に関する情報共有や支援内容の検討等を行い、安定した児童の養育が可能となるよう、必要な支援に取り組んでいます。
- ・市民や子育てに関わる関係者に児童虐待防止への認識を深めてもらうため、街頭啓発やポスター掲示等児童虐待防止に向けた広報・啓発活動に取り組んでいます。

【今後の方向性】

- ・市児童虐待等防止連絡会議を中心に、引き続き、関係機関との連携強化を図ります。
- ・職員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。
- ・市民や子育てに関わる関係者への周知を図るため、街頭啓発等の広報活動を行います。

⑧-3子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【量の見込み及び確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	835	812	791	772	753
確保方策(人日)	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128

【今後の方向性】

引き続き、訪問支援員が訪問することで家事・子育て等への不安を抱える家庭の支援ができるよう取り組みます。

⑧-4児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【量の見込み及び確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	110	107	104	102	99
確保方策(実人数)	110	110	110	110	110

【今後の方向性】

家庭や学校に居場所のない児童等に対して状況に応じた支援を包括的に提供することで、児童の健全な育成を図ります。

⑧-5親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築に向けた支援を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	19	19	18	18	17
確保方策(実人数)	20	20	20	20	20

【今後の方向性】

引き続き、適切な親子関係の構築に向けて、保護者に対して親支援プログラム等を実施します。

⑨地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	128,202	125,139	121,728	119,247	116,649
確保方策(か所)	18	18	18	18	18

《①JR以北・芥川以西 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	22,886	22,339	21,731	21,288	20,824
確保方策(か所)	4	4	4	4	4

《②JR以北・芥川以東 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	10,413	10,165	9,887	9,686	9,475
確保方策(か所)	3	3	3	3	3

《③JR以南・芥川以西 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	13,130	12,816	12,467	12,212	11,946
確保方策(か所)	4	4	4	4	4

《④JR以南・芥川以東 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	70,413	68,730	66,857	65,494	64,067
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

《⑤五領・上牧 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	5,640	5,505	5,355	5,246	5,132
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

《⑥三箇牧・柱本 区域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	5,720	5,584	5,432	5,321	5,205
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

親子同士の出会いと交流の場として、引き続き、講座の実施や子育て相談を実施するとともに、子育てサービスの情報提供の充実に努めます。

また、他の関連事業や地域の協議会等との連携について検討するなど、更なる地域での子育て支援に取り組めます。

⑩一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所について一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

ア.一時預かり事業(幼稚園型)

※認定こども園、幼稚園における在園児（1号認定子ども）を対象とした一時預かり

《全市》

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み(人日)		150,448		143,474		140,024		134,540		134,082	
		24,519	125,929	23,378	120,096	22,816	117,208	21,922	112,618	21,464	112,618
②確保方策	延べ人数(人日)	194,005		194,005		194,005		194,005		194,005	
	施設数(か所)	26		26		26		26		26	
過不足量:②-①(人日)		43,557		50,531		53,981		59,465		59,923	

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み(人日)		7,509		7,161		6,988		6,715		6,692	
		1,224	6,285	1,167	5,994	1,139	5,850	1,094	5,621	1,071	5,621
②確保方策	延べ人数(人日)	11,427		11,427		11,427		11,427		11,427	
	施設数(か所)	3		3		3		3		3	
過不足量:②-①(人日)		3,918		4,266		4,439		4,712		4,735	

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み(人日)		63,872		60,911		59,446		57,118		56,924	
		10,409	53,462	9,925	50,986	9,686	49,760	9,307	47,811	9,112	47,811
②確保方策	延べ人数(人日)	96,508		96,508		96,508		96,508		96,508	
	施設数(か所)	12		12		12		12		12	
過不足量:②-①(人日)		32,636		35,597		37,062		39,390		39,584	

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み(人日)		19,054		18,171		17,734		17,039		16,981	
		3,105	15,949	2,961	15,210	2,890	14,844	2,776	14,263	2,718	14,263
②確保方策	延べ人数(人日)	31,777		31,777		31,777		31,777		31,777	
	施設数(か所)	3		3		3		3		3	
過不足量:②-①(人日)		12,723		13,606		14,043		14,738		14,796	

《④JR以南・芥川以东 区域》

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み(人日)		58,729		56,007		54,660		52,519		52,340	
		9,571	49,158	9,126	46,881	8,906	45,753	8,557	43,962	8,379	43,962
②確保方策	延べ人数(人日)	41,108		41,108		41,108		41,108		41,108	
	施設数(か所)	5		5		5		5		5	
過不足量:②-①(人日)		▲17,621		▲14,899		▲13,552		▲11,411		▲11,232	

《⑤五領・上牧 区域》

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み(人日)		619		591		577		554		552	
		101	518	96	494	94	483	90	464	88	464
②確保方策	延べ人数(人日)	4,395		4,395		4,395		4,395		4,395	
	施設数(か所)	1		1		1		1		1	
過不足量:②-①(人日)		3,776		3,804		3,818		3,841		3,843	

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み(人日)		665		634		619		595		593	
		108	557	103	531	101	518	97	498	95	498
②確保方策	延べ人数(人日)	8,790		8,790		8,790		8,790		8,790	
	施設数(か所)	2		2		2		2		2	
過不足量:②-①(人日)		8,125		8,156		8,171		8,195		8,197	

イ. 一時預かり事業(幼稚園型以外)

※認定こども園、保育所、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業における在園児以外を対象とした一時預かり

《全市》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	31,913	30,771	29,983	29,079	28,459
② 確保方策	延べ人数(人日)	76,572	76,572	76,572	76,572	76,572
	施設数(か所)	34	34	34	34	34
過不足量:②-①(人日)		44,659	45,801	46,589	47,493	48,113

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	2,744	2,646	2,578	2,500	2,447
② 確保方策	延べ人数(人日)	17,764	17,764	17,764	17,764	17,764
	施設数(か所)	6	6	6	6	6
過不足量:②-①(人日)		15,020	15,118	15,186	15,264	15,317

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	10,472	10,098	9,839	9,542	9,339
② 確保方策	延べ人数(人日)	25,539	25,539	25,539	25,539	25,539
	施設数(か所)	11	11	11	11	11
過不足量:②-①(人日)		15,067	15,441	15,700	15,997	16,200

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	1,119	1,079	1,051	1,020	998
② 確保方策	延べ人数(人日)	6,191	6,191	6,191	6,191	6,191
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
過不足量:②-①(人日)		5,072	5,112	5,140	5,171	5,193

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	15,906	15,337	14,944	14,493	14,184
② 確保方策	延べ人数(人日)	18,320	18,320	18,320	18,320	18,320
	施設数(か所)	8	8	8	8	8
過不足量:②-①(人日)		2,414	2,983	3,376	3,827	4,136

《⑤五領・上牧 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	858	827	806	782	765
② 確保方策	延べ人数(人日)	1,898	1,898	1,898	1,898	1,898
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
過不足量:②-①(人日)		1,040	1,071	1,092	1,116	1,133

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	814	785	765	742	726
② 確保方策	延べ人数(人日)	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
過不足量:②-①(人日)		6,046	6,075	6,095	6,118	6,134

【今後の方向性】

一時預かり事業（幼稚園型）については、認定こども園や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）での一時預かり、及び公立幼稚園での預かり保育の実施による確保を引き続き行います。

認定こども園、保育所、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業における在園児以外を対象とした一時預かりについては、引き続き事業に対するニーズや利用状況の把握に努め、それに沿った事業展開を図ります。

①病児保育事業

【事業内容】

保育を必要とする乳児・幼児等であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる保育事業で、事業類型として、病気の回復期に至らない時に当面の症状の急変が認められない場合において実施する「病児保育型」や、病気の回復期にあり集団保育が困難な期間において実施する「病後児保育型」、児童が通常保育中に微熱を出す等「体調不良」となった場合において保育所等で緊急的な対応を図る「体調不良児対応型」等があります。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)		2,877	2,774	2,703	2,621	2,565
② 確保方策・延べ日数(人日)		28,828	28,828	28,828	28,828	28,828
③ 確保方策・施設数(か所)		48	48	48	48	48
病児・病後児 対応型	延べ人数(人日)	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
体調不良児 対応型	延べ人数(人日)	25,198	25,198	25,198	25,198	25,198
	施設数(か所)	43	43	43	43	43
その他	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量：②-①(人日)		25,951	26,054	26,125	26,207	26,263

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)		394	380	370	359	351
② 確保方策・延べ日数(人日)		5,274	5,274	5,274	5,274	5,274
③ 確保方策・施設数(か所)		9	9	9	9	9
病児・病後児 対応型	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
体調不良児 対応型	延べ人数(人日)	5,274	5,274	5,274	5,274	5,274
	施設数(か所)	9	9	9	9	9
その他	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量：②-①(人日)		4,880	4,894	4,904	4,915	4,923

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)		768	741	722	700	685
② 確保方策・延べ日数(人日)		8,484	8,484	8,484	8,484	8,484
③ 確保方策・施設数(か所)		14	14	14	14	14
病児・病後児 対応型	延べ人数(人日)	1,452	1,452	1,452	1,452	1,452
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
体調不良児 対応型	延べ人数(人日)	7,032	7,032	7,032	7,032	7,032
	施設数(か所)	12	12	12	12	12
その他	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量：②-①(人日)		7,716	7,743	7,762	7,784	7,799

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)		189	182	178	172	169
② 確保方策・延べ日数(人日)		3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
③ 確保方策・施設数(か所)		6	6	6	6	6
病児・病後児 対応型	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
体調不良児 対応型	延べ人数(人日)	3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
	施設数(か所)	6	6	6	6	6
その他	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量：②-①(人日)		3,327	3,334	3,338	3,344	3,347

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み(人日)	1,203	1,160	1,130	1,096	1,072
②	確保方策・延べ日数(人日)	7,758	7,758	7,758	7,758	7,758
③	確保方策・施設数(か所)	13	13	13	13	13
病児・病後児 対応型	延べ人数(人日)	726	726	726	726	726
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
体調不良児 対応型	延べ人数(人日)	7,032	7,032	7,032	7,032	7,032
	施設数(か所)	12	12	12	12	12
その他	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量：②-①(人日)		6,555	6,598	6,628	6,662	6,686

《⑤五領・上牧 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み(人日)	114	110	108	104	102
②	確保方策・延べ日数(人日)	1,898	1,898	1,898	1,898	1,898
③	確保方策・施設数(か所)	3	3	3	3	3
病児・病後児 対応型	延べ人数(人日)	726	726	726	726	726
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
体調不良児 対応型	延べ人数(人日)	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
その他	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量：②-①(人日)		1,784	1,788	1,790	1,794	1,796

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)		209	201	196	190	186
② 確保方策・延べ日数(人日)		1,898	1,898	1,898	1,898	1,898
③ 確保方策・施設数(か所)		3	3	3	3	3
病児・病後児 対応型	延べ人数(人日)	726	726	726	726	726
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
体調不良児 対応型	延べ人数(人日)	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
その他	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量：②-①(人日)		1,689	1,697	1,702	1,708	1,712

【今後の方向性】

引き続き事業に対するニーズや利用状況の把握に努め、それに沿った事業展開を図ります。

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)※就学児童のみ

【事業内容】

小学校に就学している子どもがいる保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	1,393	1,357	1,312	1,266	1,229
②確保方策(人日)	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
過不足量:②-①(人日)	35	71	116	162	199

【今後の方向性】

提供会員の確保や援助を行う際の安全面の確保に取り組みながら、安心して相互援助活動ができるよう、事業の充実に努めます。

⑬妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
各年度0歳推計人口(人)		2,150	2,099	2,055	2,011	1,962
量の見込み	交付人数(人)	2,150	2,099	2,055	2,011	1,962
	延べ回数(人回)	25,800	25,188	24,660	24,132	23,544
確保方策	実施場所	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関
	検査項目	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

【今後の方向性】

引き続き、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組めます。

⑭産後ケア事業

【事業内容】

出産後の心身の安定や育児不安の解消を図るため、心身の不良や育児不安等があり心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを必要とする産後4か月未満の産婦とその乳児を対象に、助産師などがケアを実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

【今後の方向性】

産後に心身の回復をサポートし、安心して子育てできるように取り組みます。

⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもに対し、月の一定時間までの利用可能枠の範囲内で就労要件を問わず利用できる事業です。

【量の見込み及び確保方策】

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み(時間)	3,580	4,160	1,980	3,168	3,472	1,790	2,568	3,016	1,622	2,320	2,784	1,526	2,160	2,604	1,428
②確保方策(時間)	968	352	352	1,144	528	528	1,320	704	704	2,200	1,584	2,112	3,256	2,640	3,168
過不足量:②-①	▲2,612	▲3,808	▲1,628	▲2,024	▲2,944	▲1,262	▲1,248	▲2,312	▲918	▲120	▲1,200	586	1,096	36	1,740

※定員一人あたり月88時間で換算した時間数で表記しています。

【今後の方向性】

国において制定される要件・基準を注視し、実施が可能な施設・事業所や利用ニーズを勘案し適切な確保に努めてまいります。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1)認定こども園の普及に係る基本的考え方について

認定こども園は、3歳以上の子どもは、保護者の就労等の有無にかかわらず、教育・保育を一緒に受ける施設で、保育が必要な0歳から2歳の子どもも受け入れられる施設です。

認定こども園では、多様な生活環境の子どもたちが一緒に過ごすことで、子どもたちの視野が広がるのが期待できます。また、法に基づく1号認定子ども（いわゆる幼稚園児）と2号認定子ども（いわゆる保育園児）が同じ場所で、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けることで、小学校生活へのつながりがスムーズになることも期待できます。

このことから、本市では平成27年度からの子ども・子育て支援新制度開始以後、民間施設に認定こども園への移行を促すとともに、平成28年9月に市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針（以下、「在り方基本方針」といいます。）を策定し、公立施設の認定こども園への移行を進めています。

(2)市の目指す教育・保育人材の育成(幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等)と処遇改善について

市全体の教育・保育の質の向上に向けては、指導者としての資質向上及び具体的指導力を養うことを目的に、就学前の公立の認定こども園、保育所、幼稚園等の職員を対象に、一部合同で講義・実践交流の研修に取り組んでいます。

市立認定こども園配置計画（平成29年4月に策定。以下、「配置計画」といいます。）では、「教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保」の一つとして「保育人材の育成」を掲げており、具体的には、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点として開館した高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、就学前の子どもの一人ひとりの個性が尊重され、子どもが社会に出るまでの必要な育ちが保障できる教育・保育の研究を行うとともに、同じ建物内の認定こども園を実践の場としながら、民間施設の職員等も対象にした研修を実施し、市の目指す教育・保育の担い手を育成していきます。

また、あわせて、国の補助制度等を活用しながら、これらの教育・保育人材への処遇改善に取り組むことで、質の高い教育・保育の安定的な提供に努めていきます。

(3)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供について

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。個人差が大きいこの時期の子どもたちの一人一人の健やかな育ちを保障するためには、心身共に安定した状態であることのできる環境と、愛情豊かな大人との関わりが求められます。そして、この時期に豊かな経験をすることが、将来にわたって生きていくための力を身に着ける土台となります。

教育・保育施設は、保護者以外の保育者のもと、安心できる環境の中で保育や教育を行う施設として、同年齢や異年齢の児童と主体的にかかわれる場所としての役割を果たしていきます。また、地域子ども子育て支援事業は、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を展開していきます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業がそれぞれの役割を發揮し、また有機的なつながり

を持ちつつ、重層的に展開することによって、本市のすべての子どもが、教育振興基本計画に示す「めざす子ども像」の実現に向けた土台をしっかりと形成できるよう、取り組みを進めていきます。

(4)教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策について

配置計画では、公立施設と民間施設の役割分担と連携についても掲げており、特に公立施設は、今後教育・保育提供区域内の核として、区域内の教育・保育施設等の施設間の連携や、小学校への円滑な接続に向けての民間施設も含めた保幼小連携の推進を図る等、コーディネーターとしての役割を果たしていくことで、その連携の推進を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことを受けて、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の適切な実施回数や時期を設定して給付を円滑に行います。

また、必要に応じて大阪府と連携することで特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に努めていきます。

7 その他関連施策の内容

(1)地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
16	子育て総合支援センター(カンガルーの森)事業	子育て支援センター・つどいの広場を統括するとともに、子育て支援の拠点施設として、子育て支援に関する研修・研究、情報発信、交流、相談等の事業を推進します。	子育て総合支援センター
17	市立認定こども園・保育所・幼稚園の地域開放	市立認定こども園・保育所・幼稚園の園庭や部屋を未就園児やその保護者に開放し、園児との交流や親子で楽しめる催し等を行うことで、交流を促進します。また、子育て情報を発信し、子育ての悩みや相談に応じることで育児不安の解消に取り組み、また、子育て支援ボランティアによる「遊ぼう会」「お話し会」等の活動を推進します。	保育幼稚園総務課
18	子育てサークルの支援	子育てサークルづくりやサークル活動を支援し、活動の場の提供を行います。	子育て総合支援センター
19	児童手当の支給	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同手当を支給します。	子ども育成課

②子育てに関する情報提供と相談支援体制の充実

子育てに関する情報への高い関心に応えるため、ホームページの充実、広報誌の活用、情報誌等の作成・配布を継続し、子育て情報の内容の充実をさらに進めていきます。また、様々な相談に幅広く対応できる相談体制の充実を図ります。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
20	子育て情報の発信	多様な子育て支援サービス情報(各種サービス、施設案内、相談窓口、サークル紹介等)を一元化し、情報提供や発信を行い、市民の利便性の向上とサービス利用の円滑化を図ります。子育て関係機関の案内等を掲載した子育て情報誌の発行、ホームページ「WAIWAIカフェ」の内容の充実による情報発信等を行います。	子育て総合支援センター

	取組・事業	内容	担当課
21	各種機関における子育てについての情報提供	地域の関係機関とも連携し、子育て支援についての情報を収集・提供します。広報誌やホームページへの掲載や、子育て情報に関するパンフレット等を作成・配布する等、情報を積極的に提供します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 子育て総合支援センター
22	養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業）の実施	子育てに不安や悩み等を持っている家庭に対し、子育て相談訪問員が訪問し、子育てに関する相談や、助言などを行い保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。	子育て総合支援センター
23	児童家庭相談	保健師・保育士・心理職等の専門職員を配置し、18歳未満の子どもに関する児童家庭相談を行います。相談により、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。あわせて、地域における関係機関等との連携を図り支援します。	子育て総合支援センター
24	専門職による妊娠・出産・育児の総合相談、保健指導	妊娠期から出産・育児期にわたる、発育や育児、栄養等の各種相談に対して、専門職による助言・指導を行い、あわせて地域の関係機関等と連携し、切れ目ない支援の充実に努めます。	子ども保健課
25	子どもみまもり・つながり訪問事業	民間団体等を含めた様々な地域ネットワークを活用しながら、地域とのつながりのない未就園児等のいる家庭を訪問するなどし、状況の把握や学習及び生活支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ります。	子育て総合支援センター

③子育てを支援する人材の育成と子育て支援ネットワークづくり

地域で活動するボランティアを育成するとともに、子育てに関わる行政や関係機関、地域で活動している様々な団体等と連携を図ります。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
26	子育て支援ボランティアの育成	地域に密着した支援活動の充実に図るため、ボランティア育成講座を開催し、子育て支援ボランティアの活動を推進します。	子育て総合支援センター
27	子育て支援ネットワークの充実	子育て支援に関わる各団体等との連絡調整会議を中心に、団体や関係機関との連携を図ります。	子育て総合支援センター

④世代間交流の推進

保育所や認定こども園、子育て総合支援センター、子育て支援センター、つどいの広場等において、地域の高齢者や異年齢児童との世代間交流を継続的に実施していきます。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
28	様々な世代が交流する「場」作り	子育てボランティアや地域のボランティア等の参加を促進するため、子育て総合支援センターやつどいの広場で世代間交流が行える場や機会をつくり、地域の子育て環境づくりを推進します。	子育て総合支援センター
29	世代間交流の推進	幼稚園や保育所等の行事へ祖父母を招待したり、小・中・高校生と触れ合う機会等を設け、子どもの豊かな人間関係が育まれるよう、世代間交流を推進します。	保育幼稚園総務課

⑤子どもの健全育成

放課後児童健全育成事業と、放課後子ども教室推進事業については、国の動向を踏まえ、事業ごとや、両事業の連携に関する目標などを設定して取り組むなど、放課後の児童の居場所づくりを推進します。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
30	放課後子ども教室推進事業	地域の参画を得て、放課後等における多様な活動ができる放課後子ども教室の実施を推進します。 ≪目標事業量≫ 令和7年度から11年度 各年度40か所41小学校区で実施 ≪実施計画≫ 各放課後子ども教室運営委員会との連携を図りながら、活動内容の充実等を図ります。 実施場所については、引き続き、学校関係者と連携し、特別教室や体育館等の活用を図ります。	教育総務課
31	校内交流型の放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業の実施	校内交流型とは、放課後子ども教室のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。 ≪目標事業量≫ 令和7年度から11年度 各年度10か所で実施 ≪具体的な連携方策≫ 放課後子ども教室に参加する放課後児童クラブの児童や参加日等について、それぞれのスタッフが把握できる体制を整備します。	子ども育成課 教育総務課

<福祉部局と教育委員会の連携>

子ども・子育て会議に、計画及び施策の進捗状況等に関する事項を報告し、計画原案の策定や具体的な事業の実施については、両事業の所管部局が連携して取り組みます。

(2)親と子の健康の確保及び増進

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実

妊娠期から出産・育児期等を通じて、妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導等の充実を図ります。また、医療助成等によって、親の経済的負担の軽減等を図り親と子の健康が増進するよう推進します。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
32	子ども医療費助成	0歳から18歳の児童を対象として、医療費を助成します。なお、令和7年4月診療分から、対象者児童の保険診療に係る医療費及び入院時食事療養費を無償化します。	子ども育成課
33	小児救急医療体制の確保	小児科医師の確保や検査体制の整備等、小児救急医療体制の確保・維持に向けた必要な取組を進めます。	健康医療政策課
34	母子保健コーディネーター等による妊産婦支援	妊娠届の際に母子保健コーディネーター等が全ての妊婦に個別面接を行い、それぞれの家庭状況に応じた母子保健・子育てに関する相談及び各種サービスの情報提供をするなど、妊娠期から出産・育児期までワンストップで切れ目のない支援を推進します。	子ども保健課
35	周産期医療機関等とのネットワーク強化	すべての妊産婦に対する支援の一環として、市内拠点病院や助産師会等との定期的な連絡会や研修会を実施するなど、ネットワークのさらなる強化を図ります。	子ども保健課
36	妊娠期の教室	妊婦とその家族に対して、親になる準備として妊娠期から育児期に必要な知識・手技等に関する教室を開催し、育児不安の軽減を図ります。	子ども保健課
37	妊産婦乳児の健康診査・検査費用助成	妊産婦・乳児の健康診査・新生児聴覚検査を実施することで、母子の健康管理を推進し、異常の早期発見、治療に繋がります。	子ども保健課
38	乳幼児の健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児等）	集団健診を実施し、乳幼児の疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、発達段階に応じた適切な助言・指導を行い、親の不安や育児負担感の軽減を図ります。	子ども保健課
39	育児期の教室	未熟児・多胎児の親を対象にした各種教室等を開催し、育児に関する正しい知識の啓発や親の交流を推進します。	子ども保健課
40	親支援プログラム	子育て中の親に向け、親の精神的な負担を軽減し、親子関係の改善につながるよう親支援プログラムを実施します。	子育て総合支援センター
41	歯科疾患予防事業	幼児とその保護者に対して、歯科疾患予防に関する教室等を開催します。また妊娠中からの歯科疾患予防を推進します。	子ども保健課
42	予防接種事業	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために乳幼児に対する予防接種を行います。	子ども保健課

	取組・事業	内容	担当課
43	不育症治療費助成	流産や死産を繰り返すなどの不育症に悩む夫婦への支援として、不育症治療費の一部を助成します。	子ども保健課
44	不育症検査費用助成	流産や死産を繰り返すなどの不育症に悩む夫婦への支援として、先進医療に位置付けられた不育症検査費用の一部を助成します。	子ども保健課
45	未熟児養育医療費助成	出生時の未熟性により、家庭養育が困難なため、入院加療を必要とする未熟児の入院医療費の一部を助成します。	子ども保健課
46	小児慢性特定疾病医療費助成・自立支援事業	慢性疾病により長期療養を必要とする児童の医療費の一部を助成します。また、専門職による相談や訪問指導等を行うことで子どもの疾患の状況に応じた自立・成長を支援します。	子ども保健課

②食育の推進

健康増進計画と食育推進計画を一体的に維新する「第4次・健康たかつき21」を踏まえ、乳幼児期からの食育を推進するために各機関での食に関する学習の機会や情報提供を図ります。また、各種事業を進めるにあたっては、行政、保健医療関係機関、教育関係機関等の多様な関係者・団体それぞれが、市民一人ひとりの目指す健康づくりを支援する視点に立って取組を推進します。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
47	保育所等給食での栄養管理及び食育の推進	公立保育所・認定こども園において年齢に応じた適切な給食を提供することにより、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を図ります。また、給食を通じて、乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣を啓発し、その定着を図ります。あわせて、給食献立を市ホームページにて広く市民に紹介し、家庭での活用と「食」に関する情報を発信します。	保育幼稚園総務課
48	子育て総合支援センターにおける食育の推進	月齢に応じたクッキング講座や乳幼児の食に関する講座を実施し、子育て家庭の食育の推進を図ります。ホームページや子育て情報誌等を活用し、子どもの成長、発達に応じた食育の大切さを啓発します。	子育て総合支援センター
49	子ども保健センター等における食育の推進	離乳食や幼児食に関する知識や調理技術に関する教室を開催し、乳幼児期における食に関する悩みや不安の軽減を図ります。	子ども保健課

(3)子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の整備

①子どもの心身の健やかな成長の推進

様々な年代との関わりをもつことや乳児期から本に触れ合うことにより、子どもの健やかな成長を図ります。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
50	乳幼児とのふれあい体験の充実	市内の中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を設け、子どもへの理解、子育ての楽しさ、生命の尊さ等を学び、乳幼児への慈しみの心や子どもを生み育てたいという気持ちを育みます。	子育て総合支援センター
51	ブックスタート事業	乳幼児健康診査(4か月児健診)を利用して、乳児を持つ親に、読み聞かせの大切さを啓発するとともに、絵本、推薦絵本リスト、図書館の案内の配布等を行います。	中央図書館

②幼児教育の充実

少子化の進行により兄弟姉妹が減少する中で、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会を推進していきます。また、保護者の経済的負担を軽減することにより、子育てを支援していきます。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
52	異年齢児学級保育の充実	異年齢児学級保育の中で、自尊感情・自己有用感など豊かな心を育みます。 ・異年齢児学級保育の成果や課題、効果の情報を発信します。 ・異年齢児学級保育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図ります。	保育幼稚園総務課

③質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

教育・保育施設等の実施主体が多様化する中で、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができる環境を整えます。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
53	指導監督、訪問指導等の実施及び教育・保育人材の育成	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者並びに子ども・子育て支援施設等に対し、定期的に指導監督、訪問指導等を実施します。また、高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、教育・保育の研究や幼稚園教諭及び保育士等を対象とした研修を行うことで、教育・保育人材を育成し、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の向上に努めています。	保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課

(4)安心して子育てができる生活環境の整備

①安全・安心なまちづくりの推進

子どもたちを事故や犯罪被害から守り、安心して子育てができるよう事業を図ります。また、乳幼児連れでの外出がしやすいまちを推進します。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
54	安全なまちづくり事業	「子どもの見守り活動」を一層推進するため、「青パト(青色回転灯装着車両)」による巡回パトロールなどにより、子どもに対する不審者への注意喚起や、地域における子どもの見守りについて啓発を図ります。	危機管理室
55	赤ちゃんの駅事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備のため、授乳及びおむつ替え等の対応が可能な「赤ちゃんの駅」の設置に取り組みます。	子育て総合支援センター
56	交通安全教育の推進	家庭・地域・学校・職場等を通じて、幼児を含めた年齢各層に応じた交通安全教室等の啓発事業を実施し、また、交通遊園では親子でふれあいながら交通ルールを身につけてもらうことで、市民の交通安全意識の高揚並びに交通ルール遵守の徹底を図ります。	管理課
57	「こども見守り中」の旗	掲示協力者を募集する取組を通じて、子どもを地域で見守り育てる意識の普及啓発を推進します。	学校安全課

(5)仕事と子育ての両立支援の推進

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

男女を問わずすべての人が仕事と生活のバランスが取れ、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進するために、市民や事業所に向け、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発に取り組みます。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
58	働き方の見直しの啓発、情報提供	子育てがしやすい職場環境の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、啓発や情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 産業振興課
59	父親の子育て参加の啓発	子育て総合支援センターやつどいの広場等で、父親の子育て参加に関する啓発のための講習会等を開催します。	子育て総合支援センター

②仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、保育所等の待機児童の解消に取り組むとともに、多様な働き方に対応したきめ細かな保育サービスの提供に努めます。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
60	待機児童解消(保育所等)	計画に基づき、必要な基盤整備を行っていきます。また、保育士の就職支援や相談などを行う「保育士・保育所支援センター」を実施し、保育所や認定こども園における安定的な人材確保を図ります。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
61	休日保育事業(休日一時預かりを含む)	就労形態が多様化している中で、日曜日・祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育事業(休日一時預かりを含む)を実施します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
62	高槻認定こども園分室(年度利用保育)事業	保育の必要性が高いにも関わらず、入所できない児童を臨時的に預かる事業です。市外からの転入や育児休業明けなどの保育需要に対応します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課

(6)要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止について、子育ての悩みや負担感の軽減、孤立化防止のため、家庭訪問や児童家庭相談を実施していくとともに、リーフレットの配布等を引き続き行い、市民への周知を図っていきます。また、高槻市児童虐待等防止連絡会議の中で、要保護児童への理解を深め、関係機関とのネットワークによる支援体制と連携を強化していきます。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
63	児童虐待防止にむけた啓発	児童虐待防止についての関係機関向けマニュアルを作成し活用します。また、保護者向け・地域住民向け・子ども向けのパンフレットを作成・配布し、児童虐待防止の啓発に努めます。	子育て総合支援センター
64	児童虐待等防止連絡会議の活動推進	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する諸問題について、関係機関と連携・協働し、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応を行います。	子育て総合支援センター

②ひとり親家庭の自立支援の推進

第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、就業支援をはじめ、経済的支援、相談や生活の支援等、様々な角度からの自立支援を推進します。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
65	ひとり親家庭等への就業支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、自立支援給付金事業等を実施し、就業支援を行います。	子ども育成課
66	ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を行います。	子ども育成課
67	ひとり親家庭等の相談体制	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るためひとり親家庭の父・母・寡婦等の相談に応じ、必要とされる援助・支援を行います。	子ども育成課

③障がい児施策の充実

第2次高槻市障がい者基本計画に基づき、早期発見・早期療育体制、特別支援教育の充実を行政各部局、学校園、関係機関等の連携のもと推進します。保育所等の障がい児保育の充実を図る等、障がい児のいる家庭の子育て支援を推進します。

【主な取組事業】

	取組・事業	内容	担当課
68	障がい児通所支援事業	障がい児通所支援事業所において、療育の必要性が認められる児童を対象とした、日常生活における基本的な動作の習得および集団生活への適応のための支援等を行うとともに、保護者の養育上の悩みなどの相談に応じ、安心して地域で暮らせるよう支援します。	子育て総合支援センター
69	乳幼児療育事業	1歳6か月健康診査等で、発達の課題を指摘された児童及び保護者に対し、早期療育の観点から、発達に課題や悩みのある児童の保護者の個別の相談に応じ、臨床心理士等の専門職による支援等を提供します。	子育て総合支援センター
70	児童発達支援センターの運営	障がい児や発達に課題のある児童の通所により、独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行います。また、障がい児が利用する施設への援助・助言を行うなどの身近な地域支援の拠点としての役割を果たしていきます。	子育て総合支援センター
71	障がい児相談支援事業	障がい児通所支援を利用するにあたり、相談支援専門員が障がい児支援利用計画を作成し、サービス担当者会議やモニタリングを行うことで、ライフステージに沿った支援をコーディネートするなど、適切な療育支援につなげます。	子育て総合支援センター
72	認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育(特別支援教育・保育)の充実	集団保育の中でかけがえのない仲間として、障がいのある子もいない子どもともに育つことを基本に、他機関と連携しながら取り組みます。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
73	療育相談	障がいの疑いや、今後、障がいを残すことが予想される乳幼児に対して、専門医等による相談を実施します。	子ども保健課

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進について

本市においては、「高槻市子ども・子育て支援推進本部」を中心として、総合的かつ計画的に推進していきます。

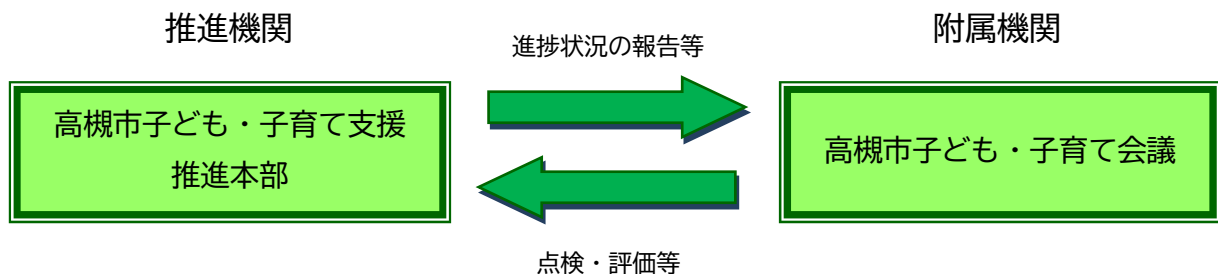
また、本計画の推進にあたっては、行政と、家庭や地域、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業を行う事業者、並びに関係団体や関係機関等が連携、協働することが必要です。

情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、それぞれの立場で役割を認識し、協力のもと子育て支援を進め、子育て環境の充実した地域社会づくりができるように努めます。

2 計画の管理・評価について

本計画の進捗状況については、毎年度施策の実施状況の把握に努め、「高槻市子ども・子育て会議」において点検・評価を行います。また、結果については、市ホームページ等で公表いたします。

なお、当初の計画に対して、量の見込みや確保方策などに見直しが必要と認められる場合は、計画を見直します。



参考資料

高槻市子ども・子育て会議

法第61条第7項では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定には、法第72条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていますが、その設置は努力義務とされています。

本市では、平成25年度に市の附属機関として「高槻市子ども・子育て会議」を新たに設置し、前々期及び前期計画の策定からその審議を行ってきました。

同様に、本計画についても、高槻市子ども・子育て会議の審議を経て、策定しています。本会議委員と本計画策定に係る審議経過は次のとおりです。

(1)高槻市子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長（敬称略、五十音順）

氏名	構成	所属等
石井 智子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人 高槻子育て支援ネットワークティビー
落合 幸子	学識経験者	京都女子大学
小阪 啓介	労働者代表	連合大阪
小島 雅一	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市私立保育園連盟
下埜 珠実	子どもの保護者	高槻市PTA協議会
○鈴平 絹代	事業者代表	高槻商工会議所
瀧本 一慶	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市私立幼稚園協力会
◎津田 和美	学識経験者	学校法人 平安女学院大学
松本 栄治	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市立小学校長会
安盛 啓史	子どもの保護者	公募市民
和田 早紀	子どもの保護者	公募市民

（令和7年3月現在）

※ 次の方は、令和5年度子ども・子育て会議委員として会議に出席されました。

氏名	構成	所属等
中田 大河	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市立小学校長会

(2)高槻市子ども・子育て会議 審議経過

年度	回	期日	内容
令和5年度	第1回	令和5年9月22日	○会長、副会長の選任について ○「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度から令和6年度)令和4年度進捗状況調査について ○次期「高槻市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査について
	第2回	令和6年2月27日	○令和6年度に確認を予定する地域型保育事業所について ○子育て支援に関するアンケート調査結果報告(速報版)について ○その他
令和6年度	第1回	令和6年7月12日	○子ども・子育て支援事業計画の位置付け等について ○幼児期の教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
	第2回	令和6年10月25日	○「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度から令和6年度)令和5年度進捗状況調査について ○「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」(令和7年度から11年度)(素案)について ○高槻市こども計画の策定について
	第3回	令和6年11月22日	○「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」(令和7年度から11年度)の素案に対する意見募集(パブリックコメント)の実施について ○「高槻市子ども計画」(令和7年度から11年度)の素案に対する意見募集(パブリックコメント)の実施について
	第4回	令和7年2月21日	○「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」(令和7年度から令和11年度)の素案に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について ○「高槻市こども計画」(令和7年度から令和11年度)の素案に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について ○令和7年度に確認を予定する地域型保育事業所について

第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月(令和8年3月改訂)

【発行】高槻市子ども未来部 子ども政策課
【住所】〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
【電話】072(674)7174 【FAX】072(675)8648